

意匠審査便覧

令和2年3月改訂

特許庁審査第一部意匠課

意匠審査基準室

はじめに

意匠審査便覧は、審査官が意匠登録出願の審査を行うにあたって必要となる手続的事項や留意事項をまとめたものである。平成14年1月の全面改訂以降、法令改正や意匠審査基準の改訂等に伴い一部改訂を行ってきた。

今般、「特許法等の一部を改正する法律」（令和元年5月17日法律第3号）による改正意匠法が令和2年4月1日に施行されることに伴い、法令の適用についての基本的考え方をまとめた意匠審査基準を改訂するとともに、本意匠審査便覧についても見直しを行った。

今般の改訂では、当該制度改正に伴い意匠法の新たな保護対象となった「建築物」や「画像」についての記載の追加、関連意匠制度の拡充に則した意匠法第9条及び第10条第1項の適用についての記載の見直しのほか、その他の事務的な修正等を行っている。

今後も意匠制度の改正や審査業務手続の変更等に応じて、適宜改訂を行う予定である。

令和2年3月

特許庁審査第一部意匠課

意匠審査基準室

凡 例

1. 分類票数について

00から99に至る100個の2桁の数字を分類の基本票数とし、この基本票数は、それぞれ一つのまとまった事項を表示することとした。

この基本票数につづく2桁の数字は、説明事項の形成順序を示す票数であり、前後の2桁の数字の間に、を記して1個の分類票数を構成することとした。

2. 本文中の「(→分類票数)」は、本便覧中のその箇所を参照せよとの表示であり、

「(→主分類票数) ……例 (→主10.05)」は、その事項に関する主たる記載箇所であることを示す。

なお、前記かつて内の票数が基本票数の2桁数字のみで示されているものは、その基本票数の項全体を参照せよとの表示である。

また、意匠審査基準、方式審査便覧等を参考文献として掲げる場合は、その該当箇所においてその名称及び分類票数を表示する。

3. 略記表示について(例示)

意1条1項3号 意匠法第1条第1項第3号

意施法3条 意匠法施行法第3条

意施令 意匠法施行令

意施2条 意匠法施行規則第2条

意登 意匠登録令

意登施 意匠登録令施行規則

特4条 特許法第4条

特施令	特許法施行令
特施5条	特許法施行規則第5条
特登	特許登録令
特登施	特許登録令施行規則
実6条	実用新案法第6条
パリ条約	工業所有権の保護に関するパリ条約
設置法	経済産業省設置法
組織令	経済産業省組織令
民7条	民法第7条
民訴8条	民事訴訟法第8条
[準]	準用規定

(例)

意15条1項 [準] 特37条……意匠法第15条第1項において準用する

特許法第37条

意匠審査便覧分類表

00 一般	10 出願諸手続	20 審査	30 補正	40 拒絶の理由 の通知
01	11 願書	21	31 要旨の変更	41
02	12 創作者、意 匠登録出願 人	22	32 補正の却下	42 新規性
03	13 代理	23	33 補正後の意 匠について の新出願	43
04 期間	14 出願日	24	34 補正の取扱 い	44 先後願、同 日出願
05	15 優先権	25	35	45
06	16 出願の取下 げ 無効 放棄	26	36	46
07	17 分割	27	37	47
08	18 変更	28	38	48
09	19	29	39	49

50 査定	60 公報	70 審査資料	80	90 その他
51	61	71	81	91
52	62	72	82	92
53	63	73	83	93
54	64	74	84	94
55	65	75	85	95
56	66	76	86	96
57	67	77	87	97
58	68	78	88	98
59	69	79	89	99

目 次

<04 期 間>

<10 出願諸手続>

<11 願 書>

<12 創作者、意匠登録出願人>

<13 代 理>

<14 出願日>

14.03 分割前の意匠登録出願の最初の願書及び願書添付の図面に記載された意匠の範囲外のものを要旨とする分割による新たな意匠登録出願の出願日とその取扱い

14.03.01 変更による新たな意匠登録出願が、もとの出願の意匠の要旨を変更している場合の、変更出願の出願日とその取扱い

<15 優先権>

15.02 パリ条約又はパリ条約の例による優先期間

15.03 パリ条約による優先権等の主張の手続

15.06 パリ条約による優先権等の主張を伴った特許出願又は実用新案登録出願から意匠登録出願に変更された場合の優先期間の取扱い

15.07 パリ条約による優先権等の主張の効果の認否における意匠の同一についての判断

<16 意匠登録出願の取下げ、無効、放棄>

<17 分 割>

17.02 分割による新たな意匠登録出願と同時にもとの意匠登録出願の補正がなされない場合のもとの意匠登録出願の取扱い

17.03 意匠登録出願の分割をする場合、もとの意匠登録出願についての必要な補正の取扱い

17.16 経済産業省令で定める物品の区分により意匠ごとに出願された意匠登録出願を、物品、建築物又は画像の構成部品ごとに分割した場合のその出願の取扱い

<18 変更>

- 18.01.03 出願の変更における新たな意匠登録出願についての新規性の喪失の例外の規定の適用について
- 18.01.04 出願の変更における新たな意匠登録出願についてのパリ条約による優先権等の主張の規定の適用について
- 18.02 変更出願における出願日の遡及の取扱い
- 18.11 一特許出願又は一実用新案登録出願が二以上の意匠登録出願に変更された場合の取扱い

<30 補正>

<31 要旨の変更>

- 31.02 異法域から出願変更された意匠登録出願に補正があった場合の要旨の変更についての判断
- 31.03 パリ条約による優先権等の主張を伴った意匠登録出願に補正があった場合の要旨の変更についての判断

<32 補正の却下>

- 32.01.02 補正の却下の決定に記載する意匠に係る物品
- 32.02 補正の却下の決定に対する意匠登録出願人の対応
- 32.06 補正命令に対する補正が、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものである場合の取扱い
- 32.07 補正の却下の決定に対して意匠登録出願人が応答しない場合の当該意匠登録出願の取扱い

<33 補正後の意匠についての新出願>

<34 補正の取扱い>

- 34.01 願書の記載又は願書に添付した図面等についてした補正の具体的な取扱い

< 4 2 新規性 >

- 42.01 公然知られた意匠の取扱いについて
- 42.02 頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠の取扱いについて
- 42.47 意匠登録出願前に公開した模様に基づいて意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする場合について

< 4 4 先後願、同日出願 >

- 44.04 意匠登録出願の変更と意匠法第9条との関係
- 44.05 同一出願人により同日に出願された二以上の意匠登録出願についての意匠法第9条及び第10条第1項の適用について
- 44.06 同一出願人により異なる日に出願された二以上の意匠登録出願についての意匠法第9条及び第10条第1項の適用について

< 5 0 査 定 >

付属書

付属書 A 「意匠審査基準」参考審判決例集

14. 03

分割前の意匠登録出願の最初の願書及び願書添付の図面に記載された意匠の範囲外のものを要旨とする分割による新たな意匠登録出願の出願日とその取扱い

分割による新たな意匠登録出願（意10条の2）が、もとの意匠登録出願の最初の願書の記載及び願書に添付した図面に記載された意匠の範囲外のものを要旨とするときは、分割による新たな意匠登録出願のされた日を出願日として審査を進める。

この場合には、その旨を審査官名で意匠登録出願人に通知する。

14. 03. 01

変更による新たな意匠登録出願が、との出願の意匠の要旨を変更
している場合の、変更出願の出願日とその取扱い

変更による新たな意匠登録出願（意13条1項又は2項）が、との特許出願又は実用新案登録出願の出願当初の明細書及び図面に記載された事項の要旨を変更するものであると認めた場合には、変更による新たな意匠登録出願のされた日を出願日として審査を進める。

この場合には、その旨を審査官名で意匠登録出願人に通知する。

15. 02

パリ条約又はパリ条約の例による優先期間

1. 優先期間（優先権主張のできる期間）は、正規の第一国への最初の出願の日から第二国への出願の日までの期間であり、意匠登録出願に基づく優先権を主張して意匠登録出願をした場合の優先期間は6か月である（パリ条約4条C(1)）。また、実用新案登録出願に基づく優先権を主張して意匠登録出願をした場合の優先期間も6か月である（パリ条約4条E(1)）。
2. 上記の期間は、最初の出願の日から開始し、出願の日は期間に算入しない（パリ条約4条C(2)）。
3. 期間の最後の日が、第二国において法定の休日であるか、又は特許庁が意匠登録出願を受理するために開かれていない日である場合には、その日の後の最初の就業日まで延長される（パリ条約4条C(3)）。（→意68条1項〔準〕特3条2項、行政機関の休日に関する法律2条）

15. 03

パリ条約による優先権等の主張の手続

1. パリ条約第4条D(1)の規定によって意匠登録出願について優先権を主張しようとする者は、その旨並びに最初に出願をし若しくは同条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願をし又は同条A(2)の規定により最初に出願をしたものと認められたパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国又は特定国の国名（最初の出願が広域出願又は国際出願である場合には、当該政府間機関の官庁名又はその指定国が複数ある場合にあっては、その指定国の中の一の国の国名を記載すれば足りるものとする（方式審査便覧28. 10。）及び出願の年月日を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出しなければならない（意15条1項【準】特43条1項、特43条の3）。これをパリ条約では優先権の申立てと呼んでいる。意匠登録出願の際における優先権の申立てについては、他の手続を要求することができない（パリ条約4条D(4)）。なお、当該意匠登録出願の願書にその旨及び必要な事項を記載して意匠法第15条第1項において準用する特許法第43条第1項に規定する書面の提出を省略することができる（意施19条3項【準】特施27条の4第3項）。
2. 優先権の主張をした者は、最初に出願をし若しくはパリ条約第4条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願をし若しくは同条A(2)の規定により最初に出願をしたものと認められたパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国又は特定国の認証がある出願の年月日を記載した書面、願書及び図面の謄本又はこれらと同様な内容を有する公報若しくは証明書であってその同盟国若しくは加盟国又は特定国の政府が発行したもの（最初の出願を受理した主管庁が認証したものであり、この場合、最初の出願を受理した主管庁には、政府間機関も含まれる。）を意匠登録出願の日から3月以内（国際意匠登録出願の場合は国際公表があった日から3月以内）に特許庁長官に提出しなければならない（意15条1項【準】特43条2項、特43条の3第3項、意60条の10第2項【準】特43条2項、意施規12条の2、当該書面を提出する者の責めに帰することができない理由による期間徒過後の救済については、意15条1項、60条の10第2項【準】特43条8項及び9項、意施19条3項【準】特施27条の3の3第6項、方式審査便覧04. 04、方式審査便覧28. 21）。
- この書類を普通、優先権証明書といっている。この証明書には訳文を添付しなければならない（パリ条約4条D(3)、意施19条1項【準】特施2条2項）。
3. 優先権の主張をした者が上記2の期間内に上記2の書類を提出しないときは、当該優先権の主張は、その効力を失う（パリ条約4条D(4)、意15条1項【準】特43条4項）。

4. 上記1による優先権の主張をした者は、最初の出願若しくはパリ条約第4条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の番号を記載した書面を上記2の書類とともに特許庁長官に提出しなければならない。ただし、上記2の書類の提出前にその番号を知ることができないときは、当該書面に代えてその理由を記載した書面を提出し、かつその番号を知ったときは、遅滞なく、その番号を記載した書面を提出しなければならない。（パリ条約4条D(5)、意15条1項〔準〕特43条3項）

15. 06

パリ条約による優先権等の主張を伴った特許出願又は実用新案登録出願から意匠登録出願に変更された場合の優先期間の取扱い

優先権の主張を伴った特許出願又は実用新案登録出願から変更された新たな意匠登録出願について優先権の主張の効果が認められるためには、もとの特許出願又は実用新案登録出願が第一国への最初の出願の日から6ヶ月以内にされている場合に限られる。

(説明)

パリ条約第4条C(1)において優先期間は意匠については6ヶ月と定め、またパリ条約第4条E(1)では、第一国の実用新案登録出願に基づく優先権を主張して第二国に意匠登録出願をした場合には、優先期間は6ヶ月と定められている。しかし、我が国の実用新案登録出願は12か月の優先期間としているので、第一国の実用新案登録出願が我が国へ6ヶ月を越えて実用新案登録出願をし優先権の主張の手続がなされているものについて、その後、意匠登録出願に変更された場合、優先権の主張の効果を認めることとすると意匠の優先期間6ヶ月が延長されることとなる。したがって、パリ条約第4条C(1)及び第4条E(1)の趣旨との整合性を考慮し本文のように取り扱う。

参考判決：東京高裁平成8年（行ケ）第34号「笛付きキャラメル」 判決日平成9年7月16日

（前文省略）パリ条約は、4条C(1)により、優先期間を実用新案については12か月、意匠については6か月と定める一方で、同条E(1)により、いずれかの同盟国において実用新案登録出願に基づく優先権を主張して意匠登録をした場合には、優先期間は意匠について定められた優先期間（すなわち6か月）とする旨を定め、これらの優先期間は最初の出願の日から開始するものとしている（同条C(2)）が、本件の場合のように、第一国の実用新案登録出願に基づく優先権を主張して第二国に実用新案登録出願をした後、これを意匠登録出願に出願の変更した場合の優先期間については特段の規定を置いていない。

しかし、同条E(1)の規定の趣旨は、同条C(1)が、第一国出願における出願が特許、実用新案、意匠、商標のいずれに係るものであるかによって、優先期間が定めることを原則としながらも、これに基づく優先権主張の効力を享受するものとしてなされた第二国での出願が意匠としての保護を求める出願である場合には、その優先期間は、同条C(1)に原則として定められている意匠についての優先期間とすることが相当であるとしたものと解される。この規定の趣旨からすると、優先権を主張してされた第二国への出願が当初は実用新案登録出願であっても、これを意匠登録出願に出願変更し、意匠として保護を求める出願とした以上、この出願が享受できる優先期間は、同条C(1)に原則として定められている意匠についての優先期間と解するのが相当である。

のことからして、本件の出願変更に係る新たな意匠登録出願がもとの実用新案登録出願についての優先権主張の効力を引き継ぐためには、スペイン国（第一国）の実用新案登録出願から6か月以内にもとの実用新案登録出願がされていたことが必要であるというべきであり、原告がスペイン国の実用新案登録出願をしてから、もとの実用新案登録出願をするまでの期間が6か月を超えていた本件においては、出願変更に係る新たな意匠登録出願について、もとの実用新案登録出願についての優先権主張の効力が引き継がれるものとすることはできないといわなければならない。（以下省略）

15. 07

パリ条約による優先権等の主張の効果の認否における意匠の同一についての判断

優先権は、第一国出願に基づいて優先期間内に我が国に意匠登録出願をした場合、その出願について享受することができる利益であり、優先権の主張の効果が認められるためには、我が国への意匠登録出願の意匠とそれに対応する優先権の基礎となる第一国の最初の出願の意匠とは同一でなければならない（パリ条約4条A(1)、同条B）。ただし、願書や図面等の様式は各国法令の相違により多様であることから、意匠の表現形式にかかわらず優先権証明書の中に我が国への意匠登録出願の意匠と実質的に同一の意匠が示されればよい。

17. 02

分割による新たな意匠登録出願と同時にもとの意匠登録出願の補正がなされない場合のもとの意匠登録出願の取扱い

分割による新たな意匠登録出願と同時にもとの意匠登録出願の補正がなされない場合、もとの意匠登録出願は多意匠を包含する出願として拒絶する（意7条、意17条3号）。

17. 03

**意匠登録出願の分割をする場合、もとの意匠登録出願について
の必要な補正の取扱い**

1. 意匠登録出願を分割する場合のもとの出願の補正は、もとの出願に包含されている二以上の意匠のうち分割に係る意匠を削除するものである。
なお、当該補正にあたって分割に係る意匠を削除してもなおもとの意匠登録出願に二以上の意匠が残存する場合は、そのうちの不用なものを除外して一意匠にすることができる。
2. 意匠登録出願を分割する場合の必要なもとの出願の補正は、分割と同時にする。（意施19条第3項により準用する特施30条）
ただし、この補正を分割と同時にしなかった場合は、事件が審査、審判又は再審に係属している場合に限り、行うことができる。
3. なお、二以上の意匠を包含し、意匠法第7条に規定する要件を満たさない意匠登録出願を一意匠にする補正是これを認めるものとする。

(説明)

二以上の意匠を包含する意匠登録出願について意匠の一部を除外して残余の意匠に減縮するためには、意匠法は手続の補正の制度を設けているにとどまるから、手続の補正によらざるをえないものである。したがって、この補正是要旨を変更しないものとして扱う。

17. 16

経済産業省令で定める物品の区分により意匠ごとに出願された意匠登録出願を、物品、建築物又は画像の構成部品ごとに分割した場合のその出願の取扱い

意匠ごとに出願された意匠登録出願をその物品、建築物又は画像の構成部品ごとに分割した場合は、分割のあった時になされた意匠登録出願として取り扱う（→主14. 03）。

また、意匠法第8条に規定する要件を満たす組物の意匠の意匠登録出願を、意匠法第10条の2の規定により分割した場合及び意匠法第8条の2に規定する要件を満たす内装の意匠の意匠登録出願を、意匠法第10条の2の規定により分割した場合も、上記と同様に取り扱う。

(説明)

意匠登録出願は意匠法第7条による一意匠一出願の規定に基づいて経済産業省令で定める物品の区分により意匠ごとに出願しなければならないが、出願の際誤って二以上の意匠を一出願に包含させたまま出願した場合、その救済の道として意匠登録出願の一部を新たな意匠登録出願に分割し出願することができる機会を出願人に与え、この新たな意匠登録出願が適法なものであれば新たな意匠登録出願は、もとの意匠登録出願の時に出願されたとする効果を認めようとするのが意匠法第10条の2の規定の趣旨である。したがって、意匠法第7条に規定する要件を満たす出願を分割することは原則として認められない。

18.01.03

出願の変更における新たな意匠登録出願についての新規性の喪失の例外の規定の適用について

1. 出願の変更における新たな意匠登録出願について意匠法第4条2項〔新規性の喪失の例外〕の規定の適用を受けることができる場合

(1) もとの特許出願又は実用新案登録出願について新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面を出願と同時に提出し、かつ、証明書を30日以内に提出しているとき。(当該書面を提出する者の責めに帰することができない理由による期間超過後の救済については、方式審査便覧04.04)

(2) もとの特許出願又は実用新案登録出願について新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面のみを提出している場合であって、出願の変更がもとの出願の日から30日以内に行われたとき。

この場合は、新たな意匠登録出願についてもとの出願の日から30日以内に証明書を提出しなければならない。(当該書面を提出する者の責めに帰することができない理由による期間超過後の救済については、方式審査便覧04.04)

なお、もとの出願について新規性の喪失の例外の規定の適用の手続を行っていない場合であっても、意匠の公開の日から1年以内に変更し、かつ、新たな意匠登録出願の際に、新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面を出願と同時に提出し、かつ、証明書を30日以内に提出しているときは、上記と同様に意匠法第4条第2項の規定の適用を受けることができるものとして取り扱う。

また、分割出願の場合においても同様とする。

18.01.04

出願の変更における新たな意匠登録出願についてのパリ条約
による優先権等の主張の規定の適用について

1. 出願の変更における新たな意匠登録出願についてパリ条約による優先権等の主張の規定の適用を受けることができる場合

(1) もとの特許出願又は実用新案登録出願について優先権の主張の手続の規定による書面を出願と同時に提出し、かつ証明書を3月以内に提出しているとき（当該書面を提出する者の責めに帰することができない理由による期間超過後の救済については、意15条1項【準】特43条8項及び9項、意施19条3項【準】特施27条の3の3第6項、方式審査便覧04.04、方式審査便覧28.21）。

最初の出願の日（第一国への出願の日）から6月以内にもとの特許出願又は実用新案登録出願をしている場合に限り、同規定の適用を受けることができる。

(2) もとの特許出願又は実用新案登録出願について優先権の主張の手続による書面のみを提出している場合であって、出願の変更がもとの特許出願又は実用新案登録出願の日から3月以内に行われているとき。

この場合は、新たな意匠登録出願についてもとの出願の日から3月以内に、証明書を提出しなければならない（当該書面を提出する者の責めに帰することができない理由による期間超過後の救済については、意15条1項【準】特43条8項及び9項、意施19条3項【準】特施27条の3の3第6項、方式審査便覧04.04、方式審査便覧28.21）。

ただし、最初の出願の日（第一国への出願の日）から6月以内にもとの特許出願又は実用新案登録出願をしている場合に限る（→主15.06）。

18. 02

変更出願における出願日の遡及の取扱い

意匠法第13条第1項又は第2項の規定によって、特許出願又は実用新案登録出願を意匠登録出願に変更した場合において、もとの出願の最初の明細書及び図面に、その新たな意匠登録出願の意匠が明確に認識し得るように具体的に記載されている場合に限り、出願日の遡及を認めることとする。

18. 11

一特許出願又は一実用新案登録出願が二以上の意匠登録出願に
変更された場合の取扱い

複数の意匠を包含する一特許出願又は一実用新案登録出願は、これを二以上の意匠登録出願に変更することができる。この場合、それらの意匠登録出願の各々について出願日の遡及の認否を判断する。

(説明)

出願の変更は、もとの出願と新たな出願とは内容的に同一性を有していることが必要であるが、保護対象の客体が異なることから一の発明又は一の考案に関連して複数の意匠の対象となる客体が特許出願又は実用新案登録出願に存在していることがある。

このような複数の意匠を包含するもとの出願の変更については、意匠法において対象となる客体のすべてが保護されるものであり、その客体たる意匠が複数存在している場合、分割の手続を経過するまでもなく可能であると解するか、変更すると同時に分割が行われた（分割の手續を省略した）と解するかに相違があるとしても、結果的には二以上の意匠登録出願とすることができる。

31. 02

異法域から出願変更された意匠登録出願に補正があった場合の 要旨の変更についての判断

特許出願又は実用新案登録出願から出願変更された意匠登録出願について補正があった場合の要旨の変更についての判断は、出願変更された意匠登録出願の出願当初の願書の意匠に係る物品、意匠に係る物品の説明、意匠の説明の各記載（以下「願書の記載」という。）及び願書に添付した図面、写真、ひな型若しくは見本（以下「願書に添付した図面等」という。）に基づき行う。

31. 03

**パリ条約による優先権等の主張を伴った意匠登録出願に補正が
あった場合の要旨の変更についての判断**

優先権の主張を伴った意匠登録出願について補正があった場合の要旨の変更についての判断は、我が国への意匠登録出願の願書の記載及び願書に添付した図面等に基づき行う。

(説明)

優先権の主張を伴った意匠登録出願であっても、第一国出願の優先権証明書は、優先権の効力を検討する資料に過ぎず、それ自体我が国の意匠登録出願における願書及び願書に添付した図面としての性質若しくは効力を持つものではない。したがって、補正が要旨を変更するものであるか否かは、我が国への意匠登録出願の願書の記載及び願書に添付した図面等のみにより判断されなければならない。

参考判決：東京高裁昭和44年(行ケ)第128号「デジタル計算システム」 判決日昭和56年10月13日

(前文省略) 優先権証明書は、わが国の特許出願における明細書又は図面としての性質又は効力をもつものではない。(以下省略)

参考判決：東京高裁昭和52年(行ケ)第46号 判決日昭和53年6月27日

(前文省略) パリ条約は、属地主義を原則とし、各国特許独立の原則に立っているから、同条約に基づく優先権主張による出願であっても、わが国における特許の成否は、国内法による出願書類によることはいうまでもなく、第1国出願の明細書は、優先権の効力すなわち出願日の遡及の有無を検討する資料としての、いわゆる優先権証明書に過ぎず、それ自体ないし翻訳文がわが国特許出願における明細書としての性質若しくは効力を持つものではない。(途中省略) 結局、本件補正が要旨を変更するものであるかどうかは、わが国出願の願書に最初に添付された明細書のみにより、その記載した事項の範囲内であるかどうかを検討して定めなければならない。(以下省略)

32. 01. 02

補正の却下の決定に記載する意匠に係る物品

願書の意匠に係る物品の欄の記載が適切に補正されている手続補正書において、その手続補正書中の他の補正事項を要旨の変更の理由として補正の却下の決定をするときは、その補正の却下の決定の意匠に係る物品には、その手続補正書により適切に補正された意匠に係る物品を記載しないで、補正前の意匠に係る物品を記載することとする。

(説明)

補正の却下の決定が行われた場合は、補正の手続そのものが却下されることとなる。したがって、当該手続補正書に要旨を変更しない補正事項が記載されている場合でも他の補正事項を要旨の変更の理由として補正の却下の決定をするときは、要旨を変更しない補正事項についても一体として却下されることとなるので、上記のように取り扱うものとする。

32. 02

補正の却下の決定に対する意匠登録出願人の対応

意匠登録出願人は、補正の却下の決定に対し、以下に掲げる対応のうちの一つを選択することができる。

(1) 審判の要求

補正の却下の決定に対し不服があるときは、その決定の謄本の送達があった日から3か月以内に審判を請求することができる（意47条）。

ただし、請求する者がその責に帰することができない理由により期間内に請求することができないときは、その理由がなくなった日から14日（在外者にあっては、二月）以内でその期間の経過後6月以内にその請求をすることができる（意47条2項〔準〕意46条2項）。

(2) 補正後の意匠についての新出願

補正の却下の決定の謄本の送達があった日から3か月以内に、その補正後の意匠について新たな意匠登録出願をすることができる。このとき、もとの意匠出願は取り下げたものとみなされる（（意17条の3、1項、2項）

(3) 手続補正書の再提出

拒絶理由通知又は補正命令に基づく補正が却下されたときは、補正の却下の決定の謄本の送達があった日から3か月を限度に、拒絶理由を解消する手続補正書又は適式の手続補正書を提出することができる。

(4) 補正の却下の決定に対して応答しない

補正の却下の決定に対して上記の対応をとらず、そのまま放置する。（→主32. 07）

32. 06

補正命令に対する補正が、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものである場合の取扱い

意匠法第68条第2項において準備する特許法第17条第3項（手続の補正）の規定による補正命令に対し意匠登録出願人が行った補正が適式なものとして方式審査を通過した後に、その補正が要旨を変更するものと認められる場合には、その補正を却下しなければならない。

(説明)

補正が要旨を変更するものであるか否かについての判断は、実体審査に属するものであるから、方式補正において、実体審査に関わる何らかの訂正又は補充が行われた願書の記載又は願書に添付した図面等については、必ず実体審査における補正の可否についての判断を必要とするものである。

したがって、補正命令に対する補正が、方式審査を通過した後に出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものと認められる場合には、その補正を却下しなければならない。

なお、補正命令に対する補正が、実体審査において要旨を変更するものとして却下された場合の取扱いについては「方式審査便覧43. 20」を参照のこと。

32. 07

補正の却下の決定に対して意匠登録出願人が応答しない場合の
当該意匠登録出願の取扱い

- (1) すでに拒絶の理由を通知しているときは、補正の却下の決定の確定を待って、その拒絶理由によって当該意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定をする。
- (2) 拒絶の理由を通知していないときは、補正の却下の決定の確定を待って、その手続補正書の提出前の当該意匠登録出願について審査をする。
- (3) 補正命令に対する補正についてした補正の却下の決定に対し意匠登録出願人が応答しない場合は、意匠法第68条第2項において準用する特許法第18条第1項の規定により、当該意匠登録出願は却下される。 (→方式審査便覧43. 20)

34.01

願書の記載又は願書に添付した図面等についてした補正の具体的な取扱い

I. 「願書の記載」についてした補正の具体的な取扱い

1. 「意匠に係る物品」の欄の記載についてした補正の取扱い

1. 1 取扱いの原則

願書の「意匠に係る物品」の欄の記載についてした補正が、願書の記載^(注1)の要旨を変更するものであるか否かは、当該物品の区分を補正することによって、願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形若しくは見本^(注2)を総合的に判断^(注3)した場合に、出願当初の意匠の要旨^(注4)を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものであるか否か、又は出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものであるか否かによって判断する。

すなわち、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、別表第一の下欄に掲げられた物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分のいずれかを当然に導き出すことができないときに、別表第一の下欄に掲げられた物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分のいずれかに訂正する補正是、出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものであることから、要旨を変更するものである。

一方、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断すると、別表第一の下欄に掲げられた物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分のいずれかを当然に導き出すことができるときに、当該物品の区分に訂正する補正是、要旨を変更するものではない。

(注1)

「願書の記載」とは、①意匠に係る物品、②意匠に係る物品の説明、③意匠の説明の欄の記載をいう。

(注2)

「願書に添付した図面、写真、ひな形若しくは見本」を以下「願書に添付した図面等」という。

(注3)

「総合的に判断」とは、願書又は願書に添付した図面等に記載不備を有している場合に、当該記載不備に対して合理的に善解し得るか否かの判断をも含むものであり、以下同様である。また、以下単に「総合的に判断」と記載されている場合には、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて行うことを前提としている。

(注4)

「意匠の要旨」とは、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、願書の記載及び願書に添付した図面等から直接的に導き出される具体的な意匠の内容をいう。

1. 2 具体的な取扱い

(1) 商標名、何何式など固有名詞を付したものを、物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分とする補正

商標名、何何式など固有名詞を付したものは、物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分とは認められない。

この場合、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、意匠法施行規則別表第一（以下「別表第一」という。）の下欄に掲げられた物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分のいずれかを当然に導き出すことができないときに、別表第一の下欄に掲げられた物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分のいずれかに訂正する補正是、出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものであることから、要旨を変更するものである。

商標名、何何式など固有名詞を付したものであるが、それらの語を除いた記載部分が、別表第一の下欄に掲げられた物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分であるときに、商標名・固有名詞を削除する補正是、同一物品内において記載の様式を整えるものと認められ、要旨を変更するものではない。

【事例】

出願当初、「荻野式手編機」としていた物品の区分を「手編機」と訂正する補正是、要旨を変更するものではない。

(2) 総括名称を用いたものを、物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分とする補正

総括名称を用いたものは、物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分とは認められない。

この場合、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、別表第一の下欄に掲げられた物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分のいずれかを当然に導き出すことができないときに、別表第一の下欄に掲げられた物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分のいずれかに訂正する補正是、出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものであることから、要旨を変更するものである。

総括名称を用いているが、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、別表第一の下欄に掲げられた物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分のいずれかを当然に導き出すことができるときに、当該物品の

区分に訂正する補正は、要旨を変更するものではない。

【事例1】

出願当初、物品の区分を「照明器具」とし、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄に「本物品は、卓上で電気スタンドとして使用できる一方、キャンプ等屋外で手に持てて使用することもできる照明器具である。」旨の記載があり、更に、当該物品が図面の記載を総合的に判断した場合に、懐中電灯の用途及び機能を有するものであることを当然に導き出すことができるときに、物品の区分を「懐中電灯」に訂正する補正は、要旨を変更するものではない。

【事例2】

出願当初、物品の区分を別表第一の上段に記載された「家具」としているが、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、物品の区分が別表第一の下段に記載された物品の区分である「いす」と当然に導き出すができるときに、当該物品の区分を「いす」に訂正する補正は、要旨を変更するものではない。

(参考判決)

平成3年(行ケ)第274号「ミニチュアベアリング用保護版」判決日平成4年9月30日

(前文省略) 本件補正は、意匠を記載した図面そのものに変更ではなく、「意匠に係る物品」と「意匠に係る物品の説明」の欄を補正し、意匠の対象を出願当初の「ベアリング用保護版」に含まれていた「ミニチュアベアリング用保護版」に減縮し、その大きさを前示の寸法のものに特定したものであるから、意匠の要旨を変更した補正に当たらないことは明らかである。(以下省略)

(参考審決)

平成1年補正審判50023号「道路用危険表示具」審決日平成1年9月28日

(前文省略) 手続補正書において、意匠に係る物品を当初の「道路用危険表示具」から「道路用危険表示具のソケット」と補正した点であるが、出願当初の願書又は願書に添付された図面には、「ソケット」の名称が何ら記載されていないが、その図面(参考図も含む)に現された形態を総合的に観察すると、その態様は明らかに「ソケット」のを現したものと認められ、また、その「ソケット」の使用目的に関し、その願書中の意匠に係る物品「道路用危険表示具」の記載又は図面中の参考図として現したカバーを取り付けた使用状態の斜視図からは、道路用危険表示用のものとして用いられていることが認められ、その使用方法、使用状態が具体的になつていると認められるところから、前記補正是適正なものとみるのが相当であり、意匠に係る物品の記載が相違しているだけでの理由で要旨の変更があったとするのは妥当でない。(以下省略)

(3) 「意匠に係る物品」の欄に二以上の物品の区分を並列して記載したものを、一の意匠に特定する補正

「意匠に係る物品」の欄に二以上の物品の区分を並列して記載したものは、物品の区分により意匠ごとにしたものとは認められない。

この場合、二以上の意匠を包含していると認められる意匠登録出願について別

表第一の下欄に掲げられた物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分に相当する意匠登録出願に分割する際に、もとの意匠登録出願について、分割した新たな意匠登録出願に係る意匠を削除して、願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分を、削除後の物品が属する別表第一の下欄に掲げられた物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分のいずれかに訂正する補正は、要旨を変更するものではない。

二以上の意匠を包含していると認められる意匠登録出願について、意匠登録出願の分割を伴わずに、その一部を削除して、願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分を、削除後の物品が属する別表第一の下欄に掲げられた物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分のいずれかに訂正する補正も、要旨を変更するものではない。

願書の「意匠に係る物品」の欄に二以上の別表第一の下欄に掲げられた物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分を記載しているが、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、当該二以上の物品の区分のうちの一の物品の区分に係る意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるときに、当該物品の区分に特定する補正は、要旨を変更するものではない。

【事例】

出願当初、願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分を「机、いす、本棚」としているが、願書に添付した図面には「机」のみが表されているときに、物品の区分を「机」とする補正は、要旨を変更するものではない。

2. 「意匠に係る物品の説明」の欄の記載についてした補正の取扱い

2. 1 取扱いの原則

別表第一の下欄に掲げられた物品の区分のいずれにも属さない物品、建築物又は画像について意匠登録出願をするときは、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄にその物品、建築物又は画像の使用の目的、使用の状態等、物品、建築物又は画像の理解を助けることができるような説明を意匠法施行規則様式第2備考40の規定によりしなければならない。

願書の「意匠に係る物品の説明」の欄の記載についてした補正が、願書の記載の要旨を変更するものであるか否かは、当該欄の記載を補正することによって、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、出願当初の意匠の要旨を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すができる同一の範囲を超えて変更するものであるか否か、又は出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものであるか否かによって判断する。

2. 2 具体的な取扱い

(1) 別表第一の下欄に掲げる物品の区分のいずれにも属さない物品、建築物又は

画像である場合に、物品、建築物又は画像の理解を助けることができるような説明についてした補正

別表第一の下欄に掲げる物品の区分のいずれにも属さない物品、建築物又は画像であって、物品、建築物又は画像の理解を助けることができるような説明の記載がなく、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、その物品、建築物又は画像の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能が不明なときに、その物品、建築物又は画像の使用の目的、使用の状態等、物品、建築物又は画像の理解を助けることができるような説明を補充する補正是、出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものであることから、要旨を変更するものである。

別表第一の下欄に掲げる物品の区分のいずれにも属さない物品、建築物又は画像であって、物品、建築物又は画像の理解を助けることができるような説明の記載はないが、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、その物品、建築物又は画像の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能を当然に導き出すことができるときに、その範囲内において、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄に当該物品、建築物又は画像の使用の目的、使用の状態等物品、建築物又は画像の理解を助けることができるような説明を補充する補正是、要旨を変更するものではない。

(2) 別表第一の下欄に掲げる物品の区分に属する物品、建築物又は画像である場合に、物品、建築物又は画像の理解を助けることができるような説明についてした補正

別表第一の下欄に掲げる物品の区分に属する物品、建築物又は画像であって、物品、建築物又は画像の理解を助けることができるような説明の記載もあるが、出願当初の願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分から当然に導き出すことができる当該物品、建築物又は画像の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能と、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄に記載された物品、建築物又は画像の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能とが不一致であって、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、そのどちらが正しいかを当然に導き出すことができないときに、願書の「意匠に係る物品」の欄又は願書の「意匠に係る物品の説明」の欄において特定され得るいずれか一の物品の区分に特定する補正是、出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものであることから、要旨を変更するものである。

出願当初の願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分から当然に導き出すことができる当該物品、建築物又は画像の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能と、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄に記載された物品、建築物又は画像の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能が不一致であるが、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、当該物品、建築物又は画像の使用の目的、使用の状態等を当然に導き出すことができるときに、その範囲内において、願書の「意匠に係る物品」又は「意匠に係る物品

の説明」の欄の記載を訂正あるいは補充する補正是、要旨を変更するものではない。

【事例】

出願当初の願書に添付した図面には、伸縮状態を表す図はないが、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、「伸縮する機能を有する物品」であることを当然に導き出すことができるとき、「意匠に係る物品の説明」の欄に、「この〇〇は、上下に伸縮するものである。」旨の記載を補充する補正是、要旨を変更するものではない。

(参考判決)

平成4年(行ケ)第227号審決取消訴訟「回転警告灯」 判決日平成5年7月15日

(前文省略) 出願当初、「意匠に係る物品の説明」の欄に「(途中省略)階層状に順次積み上げ、角筒状のグローブでおおって点版で固定した積層回転灯」と記載し、「意匠の説明」の欄に「グローブは着色または無色の透明である。」と記載した意匠において、その後補正により、「意匠に係る物品の説明」の欄を「(途中省略)各階層別に回転警告を発するものである。」、「意匠の説明」の欄を「各階層のグローブは、それぞれ着色の透明である。」とする補正是、本件意匠の重要な要素に変更を加え、補正の前後で意匠の本質の同一性を失わせるものであるから、意匠の要旨を変更するものというべきである。(以下省略)

3. 「意匠の説明」の欄の記載についてした補正の取扱い

3. 1 取扱いの原則

願書の「意匠の説明」の欄の記載についてした補正が、願書の記載の要旨を変更するものであるか否かは、当該欄の記載を補正することによって、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、出願当初の意匠の要旨を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものであるか否か、又は出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものであるか否かによって判断する。

3. 2 具体的な取扱い

(1) その意匠に係る物品又は建築物の材質又は大きさの記載についてした補正

当該意匠に係る物品又は建築物の材質又は大きさについての記載がなく、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、当該意匠に係る物品又は建築物の材質又は大きさを理解できないために具体的な意匠を当然に導き出すことができないときに、材質又は大きさの記載を補充することにより意匠を具体的なものとする補正是、出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものであることから、要旨を変更するものである。

当該意匠に係る物品又は建築物の材質又は大きさについての記載がないが、願

書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、物品又は建築物の材質又は大きさを当然に導き出すことができるときに、その範囲内において材質又は大きさの記載を補充する補正は、要旨を変更するものではない。

(2) その意匠に係る物品、建築物又は画像の形状等がその物品の有する機能に基づいて変化する旨の記載についてした補正

当該意匠に係る物品、建築物又は画像の形状等がその物品の有する機能に基づいて変化する旨の記載がなく、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、形状等が変化する意匠であることを当然に導き出すことができないときに、変化の前後にわたる物品、建築物又は画像の形状等について意匠登録を受けようとする旨又は当該物品、建築物又は画像の機能の説明の記載を補充する補正は、出願当初の意匠の要旨を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものであることから、要旨を変更するものである。

当該意匠に係る物品、建築物又は画像の形状等がその物品、建築物又は画像の有する機能に基づいて変化する旨の記載はないが、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、形状等が変化する意匠であることを当然に導き出すことができるときに、その範囲内において、変化の前後にわたる物品、建築物又は画像の形状等について意匠登録を受けようとする旨又はその物品、建築物又は画像の当該機能の説明を補充する補正は、要旨を変更するものではない。

(参考判決)

昭和55年(行ケ)第349号「椅子」 判決日 昭和56年6月17日

(前文省略)原告は、両意匠の椅子は、いずれも、願書に脚部が上下に伸縮して動く旨の記載がされていないから、これを上下調節可能とした態様のものと認定するのは誤りであると主張する。ところで、意6条第5項(途中省略)の規定は、意匠に係る物品の形状等がその物品の有する機能に基づいて変化する場合において、その変化の前後にわたるその物品の形状等について意匠登録を受けようとするときは、それがいかなる程度、内容の変化であろうとも逐一、ことごとく、その旨又はその物品の当該機能の説明を願書に記載しなければならないとまで定めたものではなく、その必要がない場合、例えば、願書に添付された図面それ自体から当該機能又はその変化の前後にわたるその物品の形状等が明らかに認識できる程度、内容のものである場合は、これを省略することを排斥しない趣旨の規定であると解するのが相当である。(以下省略)

(3) 色彩を付する意匠の図面等について、白色又は黒色のうち一色について彩色を省略する旨の記載についてした補正

色彩を付する意匠の図面等について、意匠の要旨の認定に影響を及ぼす部分において白色又は黒色のうち一色について彩色を省略した場合に、白色又は黒色のうち一色について彩色を省略する旨の記載がなく、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、彩色されていない部分が白色と黒色のいずれであるかを当然に導き出すことができないときに、一色について彩色を省略する旨

(例えば、「無着色部分は、白色である。」等) の記載を補充する補正は、出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものであることから、要旨を変更するものである。

色彩を付する意匠の図面等について、白色又は黒色のうち一色について彩色を省略した箇所が意匠の要旨の認定に影響を及ぼさない微細な部分であるときは、一色について彩色を省略する旨の記載がなくて当該部分の色彩が不明であっても、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、意匠の創作者が意図したところの具体的な意匠を当然に導き出すことができるものであることから、当該微細な部分について一色について彩色を省略する旨の記載を補充する補正是、要旨を変更するものではない。

複写によって色彩を付する意匠の図面を作成した場合であって、白色が着色されず、一色について彩色を省略している旨の記載はないが、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、無着色部分が白色であることを当然に導き出すことができるときに、白色について彩色を省略する旨の記載を補充する補正是、要旨を変更するものではない。

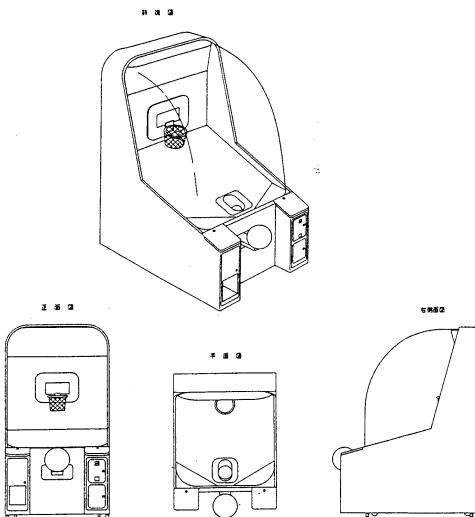
(4) 意匠に係る物品、建築物又は画像の全部又は一部が透明である旨の記載についてした補正

意匠に係る物品、建築物又は画像の全部又は一部が透明である旨の記載がなく、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、物品、建築物又は画像の全部又は一部が透明であることを当然に導き出すことができないときに、物品、建築物又は画像の全部又は一部が透明である旨の記載を補充する補正是、出願当初の意匠の要旨を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものであることから、要旨を変更するものである。

意匠に係る物品、建築物又は画像の全部又は一部が透明である旨の記載はないが、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、物品、建築物又は画像の全部又は一部が透明であることを当然に導き出すことができるときに、その範囲内において透明である旨の記載を補充する補正是、要旨を変更するものではない。

【事例】「ゲーム機」

出願当初に、意匠の説明として「正面図において、全面上部のバスケットを覆う蓋は透明である。」旨の記載がなくても、図面の表現方法、斜視図等を総合して判断した場合に、当該部分が透明であることを当然に導き出すことができるものと認められ、蓋部が透明である旨の記載を補充する補正是、要旨を変更するものではない。



(5) 図を省略する旨の記載^(注8)についてした補正

出願当初、願書及び願書に添付した図面等に開示されていない部分は、意匠登録を受けようとする部分以外の部分と取り扱われる。したがって、出願当初提出されていない図について、例えば、「右側面図は左側面図と対称に表れるので省略する。」等の記載を追加する補正是、願書及び願書に添付したその他の図面等の記載を総合的に判断しても意匠登録を受けようとする部分の範囲を変更するものであると判断される場合は、要旨を変更するものである。

(注8)

意匠法施行規則様式第6備考8~10。

(6) 形状が連続するもの又は地もので模様が繰り返し連続するものを表す図について、認められた部分だけについて作成している場合に必要な記載についてした補正

形状が連続するもの又は地もので模様が繰り返し連続するものであって、それらが連続するものである旨の記載がなく、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、形状が連続するもの又は地もので模様が繰り返し連続するものであることを当然に導き出すことができない場合に、連続するものである旨の記載を補充する補正是、出願当初の意匠の要旨を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更することから、要旨を変更するものである。

形状が連続するもの又は地もので模様が繰り返し連続するものであって、それらが連続するものである旨の記載はないが、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、形状が連続するもの又は地もので模様が繰り返し連続するものであることを当然に導き出すことができるときに、連続するものである旨の記載を補充する補正是、要旨を変更するものではない。

(7) 物品、建築物又は画像の一部分を省略した旨又は省略箇所の図面上の寸法の記載についてした補正

物品、建築物又は画像の一部分を省略した旨又は省略箇所の図面上の寸法の記載がなく、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、省略箇所の図面上の寸法を当然に導き出すことができないときに、当該省略箇所の図面上の寸法についての記載を補充する補正是、出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものであることから、要旨を変更するものである。

物品、建築物又は画像の一部分を省略した旨又は省略箇所の図面上の寸法の記載はないが、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、省略箇所の図面上の寸法を当然に導き出すことができるときに、物品、建築物又は画像の一部分を省略した旨又は省略箇所の図面上の寸法についての記載を補充する補正是、要旨を変更するものではない。

(8) 図形中に形状を特定するための線、点その他のものを記載したときに、形状を特定する方法の記載についてした補正

図形中の線、点その他のものが形状を特定するものである旨の記載がないために、各図が不一致となって、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、具体的な意匠を当然に導き出すことができないときに、図形中の線、点その他のものが形状を特定するためのものである旨の記載を補充する補正是、出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものであることから、要旨を変更するものである。

形状を特定する方法について説明を記載していないために、各図が不一致となる場合であっても、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、矛盾のない形状・模様を当然に導き出すことができるとき、あるいは、線、点等の表された部分が、意匠の要旨の認定に影響を与えない微細な部分であるときに、形状を特定する方法の記載を補充する補正是、要旨を変更するものではない。

(9) キャビネット図又はカバリエ図の別又は傾角の記載についてした補正

キャビネット図又はカバリエ図の別又は傾角の記載がなく、等角投影図法で描かれたものとして扱うことにより各図が不一致となって、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、具体的な意匠を当然に導き出すことができないときに、当該図の別又は傾角の記載を補充することによって具体的な意匠とする補正是、出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものであることから、要旨を変更するものである。

キャビネット図又はカバリエ図の別又は傾角の記載がない場合であっても、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、図の別又は傾角を当然に導き出すことができるときに、当該図の別又は傾角の記載を補充する補正是、要旨を変更するものではない。

II. 「願書に添付した図面等」についてした補正の具体的な取扱い

1. 取扱いの原則

願書に添付した図面等についてした補正が、願書に添付した図面等の要旨を変更するものであるか否かは、当該補正が願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、出願当初の意匠の要旨を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものであるか否か、出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものであるか否か、又は補正後の意匠が出願当初のものから意匠登録を受けようとする部分の範囲を変える補正であるか否かによって判断する。

2. 具体的な取扱い

(1) 立体を表す図法（正投影図法、等角投影図法、斜投影図法）を変更する補正

出願当初の立体を表す図法から他の立体を表す図法へ変更することにより、具体的な形状等が変化して、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、出願当初の意匠の要旨を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものとなる補正是、要旨を変更するものである。

出願当初の立体を表す図法から他の立体を表す図法へ変更しても、具体的な形状等が、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、当然に導き出すことができる同一の範囲内と認められる補正是、要旨を変更するものではない。

なお、上記の図法を相互に変更する補正のいずれの場合においても同様に判断する。

(2) 二以上の意匠を包含するものを、一の意匠に特定する補正

図面等に二以上の物品、建築物又は画像が表され、二以上の意匠を包含していると認められる意匠登録出願について意匠ごとに分割する際に、との意匠登録出願について、分割した新たな意匠登録出願に係る意匠を表す各図を削除する補正是、要旨を変更するものではない。

(3) 形状を特定するための線、点その他のものを記載、又は削除する補正

① 形状を特定するための線、点その他のものを記載する補正

願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、具体的な形状を当然に導き出すことができない図について、形状を特定するための線、点その他のものを記載することにより、形状を具体的なものとする補正是、出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものであることから、要旨を変更するものである。

願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、具体的な形

状を当然に導き出すことができるときに、その範囲内において、形状を特定するための線、点その他のものを記載する補正は、要旨を変更するものではない。

② 形状を特定するための線、点その他のものを削除する補正

願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、形状を特定するための線、点その他のものが記載された図によって具体的な意匠の形状を当然に導き出すことができるときに、形状を特定するための線、点その他のものを削除することによって、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、具体的な意匠の形状を当然に導き出すことができないものとなるとき、当該削除する補正は、出願当初の意匠の要旨を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものであることから、要旨を変更するものである。

願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、形状を特定するための線、点その他のものが記載された図によって具体的な意匠の形状を当然に導き出すことができるときに、形状を特定するための線、点その他のものを削除しても同一の範囲内の形状を当然に導き出すことができるときは、当該削除する補正は、要旨を変更するものではない。

(4) 出願当初の「願書に添付した図面」を写真、ひな形、又は見本に変更する補正

出願当初に添付した図面を、例えば写真に変更することにより、具体的な形状等が変化して、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、出願当初の意匠の要旨を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものとなる補正は、要旨を変更するものである。

出願当初に添付した図面を、例えば写真に変更した場合であっても、写真に現わされた形状等が、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断したときに、当然に導き出すことができる同一の範囲内と認められる補正は、要旨を変更するものではない。

なお、上記以外の図面、写真、ひな形又は見本について相互にする補正においても同様に判断する。

(5) 意匠の要旨の認定に影響を及ぼさない程度の微細な部分に記載不備を有する図面等についてした補正

意匠の要旨の認定に影響を及ぼさない程度の微細な部分についての記載不備は、そのまま放置しても、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、美的創作として出願された意匠の具体的な内容を当然に導き出すことができるものであることから、この誤記や不明瞭な記載を訂正する補正は、要旨を変更するものではない。

(6) 意匠の要旨の認定に影響を及ぼす部分に記載不備を有する図面等についてした補正

「意匠の要旨の認定に影響を及ぼす部分」に誤記や不明瞭な記載などの記載不備を有する図面等についてした補正は、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、その記載不備のない形状等を当然に導き出すことができるものであるか否かによって、以下のように取り扱う。

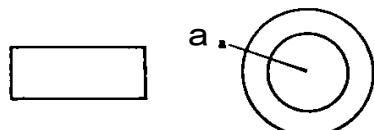
- ① 「意匠の要旨の認定に影響を及ぼす部分」について、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、記載不備のない形状等を当然に導き出すことができないときに、当該部分について記載不備のない図面等に訂正する補正は、出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものであることから、要旨を変更するものである。

【事例1】「機能に基づいて変化する意匠」(動的意匠)

物品の形状などが変化する意匠である場合であって、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、変化の前後にわたる具体的な形状などを当然に導き出すことができないときに、意匠の変化の前後の状態を表す図面等を補充する補正は、出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものであることから、要旨を変更するものである。

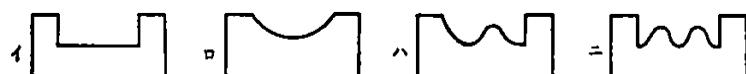
【事例2】「灰皿」

灰皿の添付図面において、6面図を提出しているが断面図がなく、願書の「意匠の説明」の欄に「中央灰落とし部(a)は、凹んでいる」と記載している場合



凹み部は、灰皿という物品において、その意匠の要旨の認定に影響を及ぼす部分であり、また、上記図面及び願書の「意匠の説明」の欄の記載を総合的に判断しても、灰落とし部は下図イ～ニのいずれの形状も採り得るものであり具体的な形状を当然に導き出すことができないため、意匠の要旨が不明である。

したがって、この凹み部の形状を特定する補正は、出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものにしたものと認められ、要旨を変更するものである。



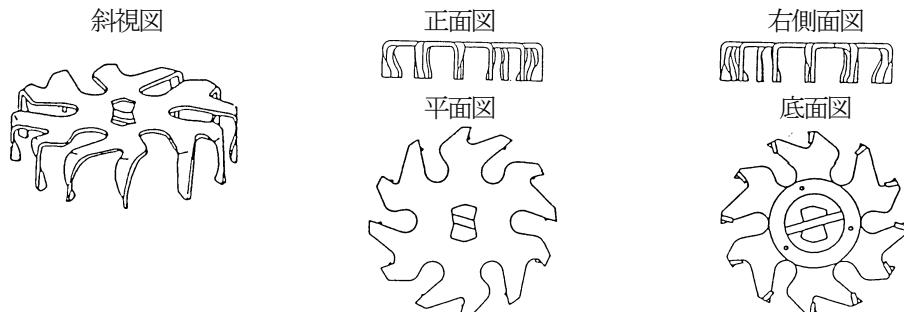
【事例3】「電気かみそり用カッター」

この種の物品において、刃先部は、意匠の要旨の認定に影響を及ぼす部分であり、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、当該部分の具体的な形状を当然に導き出すことができないため、出願当初の意匠の要旨が不明

である。

したがって、刃先部の形状を特定する補正は、出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものにしたものと認められ、要旨を変更するものである。

<出願図面>



意匠の説明：背面図は正面図と、左側面図は右側面図とそれぞれ対称にあらわされる。

(参考判決)

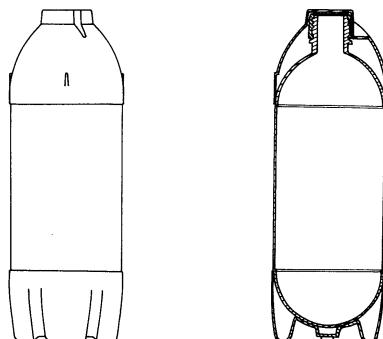
昭和56年(行ケ)第279号判決 判決日昭和62年5月28日

(前文省略) 本件登録意匠においては、意匠の説明と図面が一致しないばかりか、図面相互も一致しておらず、しかも、その違いは明らかな誤記と認められるようなものではないから、出願に係る意匠が図面それ自体によって完結的に特定されているとはいはず、(途中省略) 参考斜視図を十分参照しても、出願に係る意匠を特定することができず、(途中省略) しかも、二股腕の端部の形状は、本件登録意匠を構成するうえで重要な部分であるということができるから、この部分について特定性を欠く意匠は、結局、(途中省略) 意3条1項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当するものということができない。(以下省略)

【事例4】「包装用容器」 (出願時には、断面図なし。)

出願当初の図面のみでは、意匠の要旨の認定に影響を及ぼす上部ふた内の抽出口部の形状が不明であって、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、具体的な形状を当然に導き出すことができず、出願当初の意匠の要旨が不明である。

したがって、断面図を補充すること等によって上部ふた内の抽出口形状を明確なものとする補正は、出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものにしたものと認められ、要旨を変更するものである。



- ② 「意匠の要旨の認定に影響を及ぼす部分」について、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、記載不備のない形状等を当然に導き出すことができるときに、当該部分について記載不備のない図面等に訂正する補正は、要旨を変更するものではない。

【事例1】図面の補充の場合

一組の図面がすべて提出されていないときに、不足する図について、省略する旨の記載はないが、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、当該不足する図に表される図形を当然に導き出すことができるときに、当該不足する図を補充する補正は、要旨を変更するものではない。

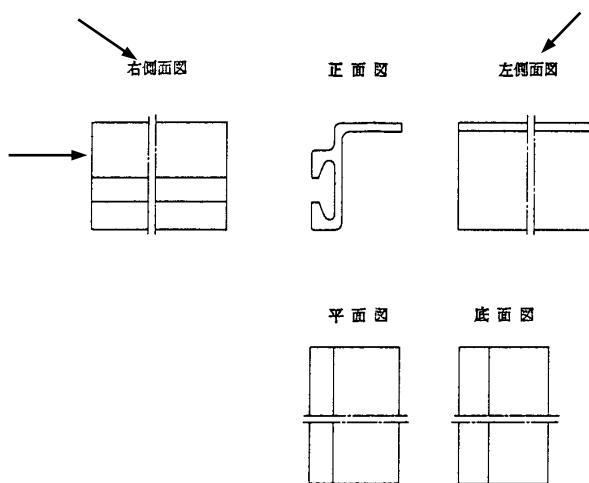
【事例2】「機能に基づいて変化する意匠」(動的意匠)

願書の「意匠の説明」の欄に、その物品の有する機能に基づいて変化する意匠である旨記載されているものの、図面等にその変化の具体的な態様が表されていなくても、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、物品の形状などが変化する具体的な態様を当然に導き出すことができるときは、その範囲内において意匠の変化の前後の状態が分かるような図面等を補充する補正是、要旨を変更するものではない。

【事例3】「乗物用構造部材」

右側面図と左側面図の図の表示、及び側面図の矢印部に記載不備があるが、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、記載不備のない具体的な形状を当然に導き出すことができるものと認められる。

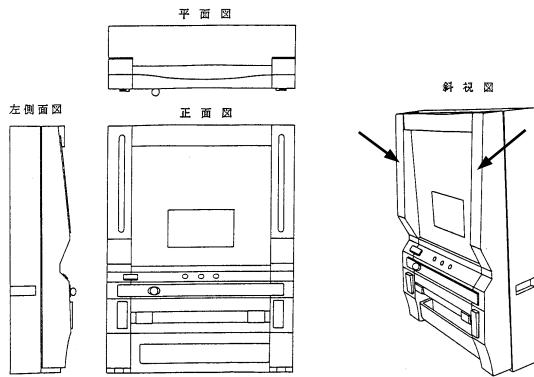
したがって、当該記載不備のない図に訂正する補正は、要旨を変更するものではない。



【事例4】「電子ゲーム機」

矢印の箇所に矛盾あるいは不一致が認められるが、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、記載不備のない具体的な形状を当然に導き出すことができるものと認められる。

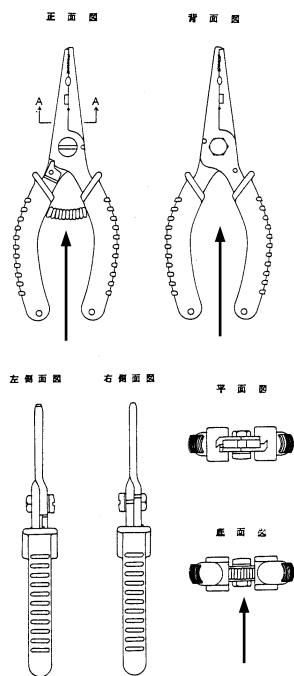
したがって、当該記載不備のない図に訂正する補正は、要旨を変更するものではない。



【事例5】「フィッティングプレイヤー」

正面図、底面図に表されているバネ部が、背面図において表されていないため、各図の形状の不一致が認められるが、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、図面作図上の誤記と認められ、記載不備のない具体的な形状を当然に導き出すことができるものと認められる。

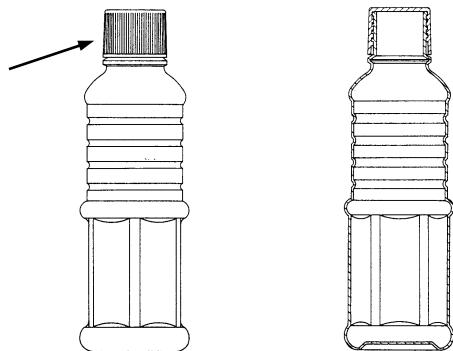
したがって、背面図にバネ部を記入することにより記載不備のない背面図に訂正する補正は、要旨を変更するものではない。



【事例6】「包装用瓶」 (出願時には、断面図なし。)

この包装用瓶は、出願当初の図面において、意匠の要旨の認定に影響を及ぼす部分と認められる抽出口部の形状が不明であるが、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、後に提出された断面図に表された形状であることを当然に導き出すことができるものである。

したがって、当該抽出口部を具体的な形状とする当該断面図を補充する補正は、要旨を変更するものではない。



【事例7】「ティッシュボックスホルダー」

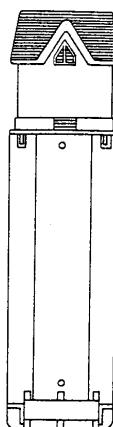
各図の縮尺に相違があるが、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、記載不備のない具体的な形状を当然に導き出すことができるものである。

したがって、各図同一縮尺の図とした図面に訂正する補正は、要旨を変更するものではない。

平面図



正面図



背面図



42. 01

公然知られた意匠の取扱いについて

意匠法第3条第1項第1号は、意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠については、新規性がないものである旨が規定されている。

1. 公然知られた意匠として取り扱わない意匠

登録意匠公報の発行日前の登録意匠については、意匠権の設定登録がされていても、一般に公然知られた意匠として、意匠法第3条第1項第1号の規定の適用の基礎となる資料とすることには疑義が認められるため、公然知られた意匠としては取り扱わない。

2. 公然知られた意匠に該当する場合の取扱い

公然知られた意匠に該当する場合は、審査官は以下のすべてについて具体的に出願人に提示しなければならない。

- (1) 公然知られた意匠に係る物品等及びその形状等
- (2) 上記意匠が不特定の者に秘密でないものとして現実に知られた事実

42. 02

頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて 公衆に利用可能となった意匠の取扱いについて

意匠法第3条第1項第2号は、意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠については、新規性がないものである旨が規定されている。

1. 刊行物に記載された意匠

刊行物に記載された意匠は、意匠登録出願に係る意匠が当該刊行物に記載された意匠に該当するか否か、あるいは当該意匠に類似する意匠に該当するか否かについての判断を行う際に、対比可能な程度に十分表されていれば、新規性の判断の基礎となる資料とすることができる。

(1) 新規性の判断の基礎となる資料とするとできると認められるものの例

- ①刊行物に記載された意匠が、いわゆる斜視図により表されていることにより、その背面、底面等の形状等が表れていない場合、あるいは、刊行物に記載された意匠の一部が表れていない場合であっても、当該意匠の全体の形状等が物品等の特性等によってほぼ定形化されている等の理由により、不明な部分の具体的な形状等を推定できるもの
- ②刊行物に記載された物品等に係る意匠はもちろん、その物品等の中に含まれるその物品等とは非類似の物品等に係る意匠（例えば、部品に係る意匠）であっても、当該意匠自体の具体的な形状等を識別できるもの
- ③意匠公報に掲載された物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の「意匠登録を受けようとする部分」以外の「その他の部分」において意匠に係る物品等の具体的な形状等を識別できるもの

2. 電子的意匠情報としてインターネットに掲載された意匠

刊行物に記載された意匠と同様に、電子的意匠情報としてインターネットに掲載された意匠は、意匠登録出願に係る意匠が当該意匠に該当するか否か、あるいは、当該意匠に類似する意匠に該当するか否かについての判断を行う際に、対比可能な程度に十分表されていれば、新規性の判断の基礎となる資料とするとできる。（前記1.「刊行物に記載された意匠について」参照）

3. ウェブページ等に掲載されている事項が公衆に利用可能であるか否かについての例

(1) 公衆に利用可能である事項の例

- ①検索サーチエンジンに登録されており検索可能であるもの又はその情報の存在及び存在場所を公衆が知ることができる状態にあるもの（例えば、関連ある学術団体やニュース等からリンクされているもの又はアドレスが新聞や雑誌等の公衆への情報伝達手段にのっているもの）。
- ②ウェブページ等に掲載されている事項の存在及び存在場所を公衆が知ることができる場合であって、閲覧にパスワードが必要であるが、パスワードを入力することのみで不特定の者がアクセス可能であるもの（この場合には、パスワードを手に入れることが有料かどうかは問わず、誰でも何らかの手続きを踏むことで、差別無くパスワードを手に入れてアクセスできるようになるウェブページ等に掲載された事項であれば、公衆に利用可能なものといえる。）
- ③ウェブページ等に掲載されている事項の存在及び存在場所を公衆が知ることができる場合であって、そのウェブページ等の閲覧が有料であるが、料金を支払うことのみで不特定の者がアクセス可能であるもの（この場合には、誰でも料金を支払うことのみで、差別無くアクセスできるようになるウェブページ等に掲載された事項であれば、公衆に利用可能なものといえる。）

(2) 公衆に利用可能であるとは言い難い事項の例

ウェブページ等に掲載されていても、次に該当するものは公衆に利用可能な事項であるとは言い難い。

- ① インターネット等にのせられてはいるが、アドレスが公開されていないために、偶然を除いてはアクセスできないもの。
- ② 情報にアクセス可能な者が特定の団体・企業の構成員等に制限されており、かつ、部外秘の情報の扱いとなっているもの（例えば、社員のみが利用可能な社内システム等）
- ③ 情報の内容に通常解読できない暗号化がされているもの（有料、無料を問わず、何らかの手段により誰でも暗号解読のためのツールを入手できる場合を除く。）
- ④ 公衆が情報を見るのに十分なだけの間公開されていないもの（例えば、短時間だけインターネット上で公開されたもの）

4. ウェブページ等に掲載されている事項の改変の疑義が極めて低い場合及び改変の疑義がある場合の取扱い

ウェブページ等に掲載されている事項は改変が容易であることから、引用しようとするウェブページ等に掲載されている事項が、表示されている掲載時期にその内容のとおりに掲載されていたことについては、疑義が生じ得る。審査官は、その疑義が極めて低い場合、疑義がある場合について、それぞれ、以下の（1）、（2）のように取り扱う。

（1）表示されている掲載時期に、引用しようとするウェブページ等に掲載されている事項がその内容のとおりに掲載されていたことについての疑義が極めて低い場合

以下の①から④までのようなウェブページ等は、通常、そのような疑義が極めて低い。このようなウェブページ等について、審査官がアクセスした時に掲載されている内容は、そのウェブページ等で示されている掲載時期に掲載されていたものと審査官は推認する。

- ① 刊行物等を長年出版している出版社のウェブページ
- ② 学術機関(学会、大学等)のウェブページ
- ③ 国際機関(標準化機関等)のウェブページ
- ④ 公的機関(省庁等)のウェブページ

(2) 表示されている掲載時期に、引用しようとするウェブページ等に掲載されている事項がその内容のとおりに掲載されていたことについての疑義がある場合

例えば、個人のウェブページ等であって明らかに事実と異なることが列挙されているものに、引用しようとする発明が掲載されている場合が挙げられる。この場合は、審査官は、問合せ先等として表示されている連絡先に、改変されているか否かの照会をして、当該疑義について検討する。検討の結果、疑義が解消した場合は、審査官はそのウェブページ等に掲載されている意匠を引用することができる。疑義が解消しない場合は、審査官はその意匠を引用しない。また、審査官は、問合せ先が明らかでない場合は、その意匠を引用しない。

42. 47

意匠登録出願前に公開した模様に基づいて意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする場合について

意匠法第4条第2項の規定から、公開されたものはあくまでも意匠でなくてはならない。
(注) ことから、創作者の創作した意匠の一部として模様のみを公開した場合は、当該模様は、意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して、又は意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して意匠法第3条第1項第1号又は第2号に該当するに至つた意匠には該当しない。

(注) 新規性喪失の例外の規定は、「意匠登録を受ける権利を有する者」の救済を目的とする規定であることから、意匠登録を受けることができない模様のみを公開した場合にまで、本規定を適用することは、創作した意匠を保護する意匠法本来の目的から認められない。

44. 04

意匠登録出願の変更と意匠法第9条との関係

特許法第46条第2項、実用新案法第10条第2項により意匠登録出願を特許出願に、意匠登録出願を実用新案登録出願に変更したときは、もとの意匠登録出願は取り下げたものとみなされる（特46条4項、実10条5項）ので、先願又は同日の意匠登録出願としては取り扱われず、意匠法第9条第1項又は第2項の規定は適用されない。

44. 05

同一出願人により同日に出願された二以上の意匠登録出願についての 意匠法第9条及び第10条第1項の適用について

＜取扱いの原則＞

(1) 協議の対象

- ① 同日に出願された同一又は類似の意匠登録出願は、同一人、他人に関わらず意9条2項の規定に基づく協議の対象とする。
- ② なお、同日に出願された類似する意匠登録出願が同一人に係るものであって、本意匠とその関連意匠、又は、基礎意匠（注1）とその関連意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠（以下、基礎意匠の関連意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠を「基礎意匠に係る関連意匠」という。）として出願され、その関係が成り立っている場合（注2）には、意9条2項の規定に関わらず協議の対象としない。

（注1） 本意匠のうち最初に選択されたもの、すなわち、「本意匠」であって他の意匠の関連意匠でないものを「基礎意匠」という。

（注2） 関連意匠は、本意匠として選択した意匠に類似するものでなければならない。

- （2） 協議の対象とした出願について、協議により一つが定められれば登録査定をする。また、本意匠とその関連意匠、又は、基礎意匠と基礎意匠に係る関連意匠とする補正が行われ、その関係が成り立つ場合（注）にも登録査定をする。
- （注） 関連意匠は、本意匠として選択した意匠に類似するものでなければならない。

(3) 協議の不成立

- ① 指定期間に届出がないときは、協議が成立しなかったものとみなす（意9条5項）。
- ② 協議に対する届出の内容に矛盾がある場合、あるいは届出上は矛盾がない場合であっても届出内容に合致した手続（補正、取下げ等）がなされない場合（注）は、協議が成立しなかったものとみなす。

（注）

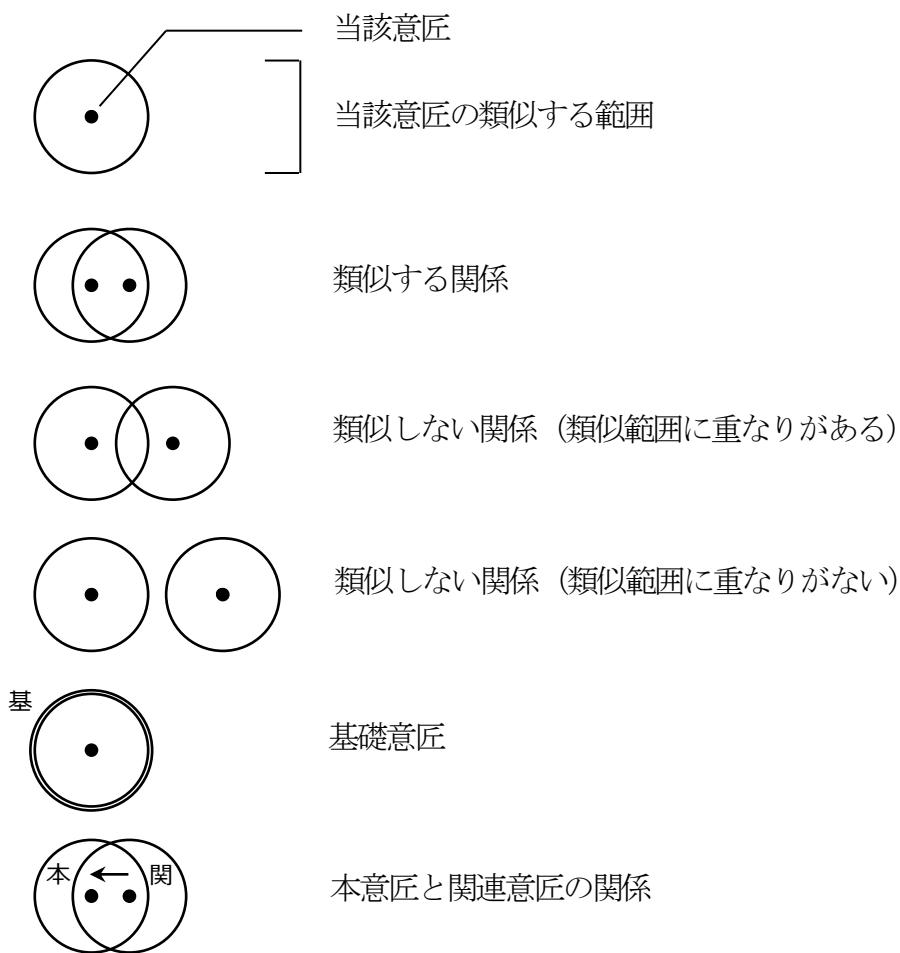
- ・ 選択しなかった意匠の取下げが行われない場合
- ・ 複数の意匠が互いを本意匠として選択しあっており、基礎意匠を定めることができない場合など

(4) 査 定

- ① 本意匠とその関連意匠、又は、基礎意匠と基礎意匠に係る関連意匠の関係が成立し、それらの意匠に他に拒絶の理由がない場合、本意匠と関連意匠、又は、基礎意匠と基礎意匠に係る関連意匠は、同時に登録査定をする。ただし、国際意匠登録出願の場合には、本意匠の意匠権の設定の登録を待ってから、関連意匠の登録査定を行う。
- ② 本意匠に拒絶の理由がある場合、関連意匠は本意匠の登録を待って登録査定を行う。

【凡例】

以下の説明において、各図は下記の意味を表すものとして使用する。



1 - 1. 同日に出願された類似しない2つの意匠（本意匠一関連意匠関係なし）

	<ul style="list-style-type: none"> ・A及びBを登録する。
--	---

1 - 2. 同日に出願された類似しない2つの意匠（本意匠と関連意匠の出願）

 	<ul style="list-style-type: none"> ・A（本意匠）とB（関連意匠）が類似しない場合は、Bに対して、意10条1項の拒絶の理由を通知する。 ・拒絶の理由がないAは、先に登録する。 ・Bについて、本意匠の表示の欄を削除する補正が行われたときは登録する。
------	---

1 - 3. 同日に出願された類似しない2つの意匠（関連意匠に拒絶の理由がある場合）

 	<ul style="list-style-type: none"> ・拒絶の理由のないA（本意匠）は、先に登録する。 ・拒絶理由のあるB（関連意匠）に、拒絶の理由を通知する。 (あわせて、A（本意匠）に類似しない旨を「なお書き」として記載する。) ・Bについて、拒絶の理由が解消し、関連意匠とすることを維持している場合は、意10条1項の拒絶の理由を通知する。 (以降は、1-2. 参照)
------	---

1 - 4. 同日に出願された類似しない2つの意匠（本意匠に拒絶の理由がある場合）

	<ul style="list-style-type: none"> ・A（本意匠）に拒絶の理由を通知する。 ・B（関連意匠）には、A（本意匠）と類似せず、意10条1項に基づき、関連意匠として意匠登録を受けられない旨の拒絶の理由を通知する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・Aについて、拒絶の理由が解消したときは、登録する。 ・Bについて、本意匠の表示の欄を削除する補正が行われたときは登録する。

2 - 1. 同日に出願された類似する2つの意匠（本意匠—関連意匠の関係なし）

	<ul style="list-style-type: none"> ・A及びB双方に、意9条4項に基づく協議を指令する。 ・同一人に係る出願の場合には、長官名の協議指令と共に審査官名の意9条2項に基づく拒絶の理由を通知する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・いずれか一方を選択する旨の届出があり、他方が取り下げられたときは、選択された一方を登録する。 ・届出がなく、一方の取下げのみが行われたときは、指定期間の経過後、協議の必要がなくなった他の方を登録する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・同一人に係る出願（譲渡等によって同一人になった場合を含む）であって、届出と共に、一方を本意匠として他方をその関連意匠出願とする補正があったときは、両意匠を登録する。

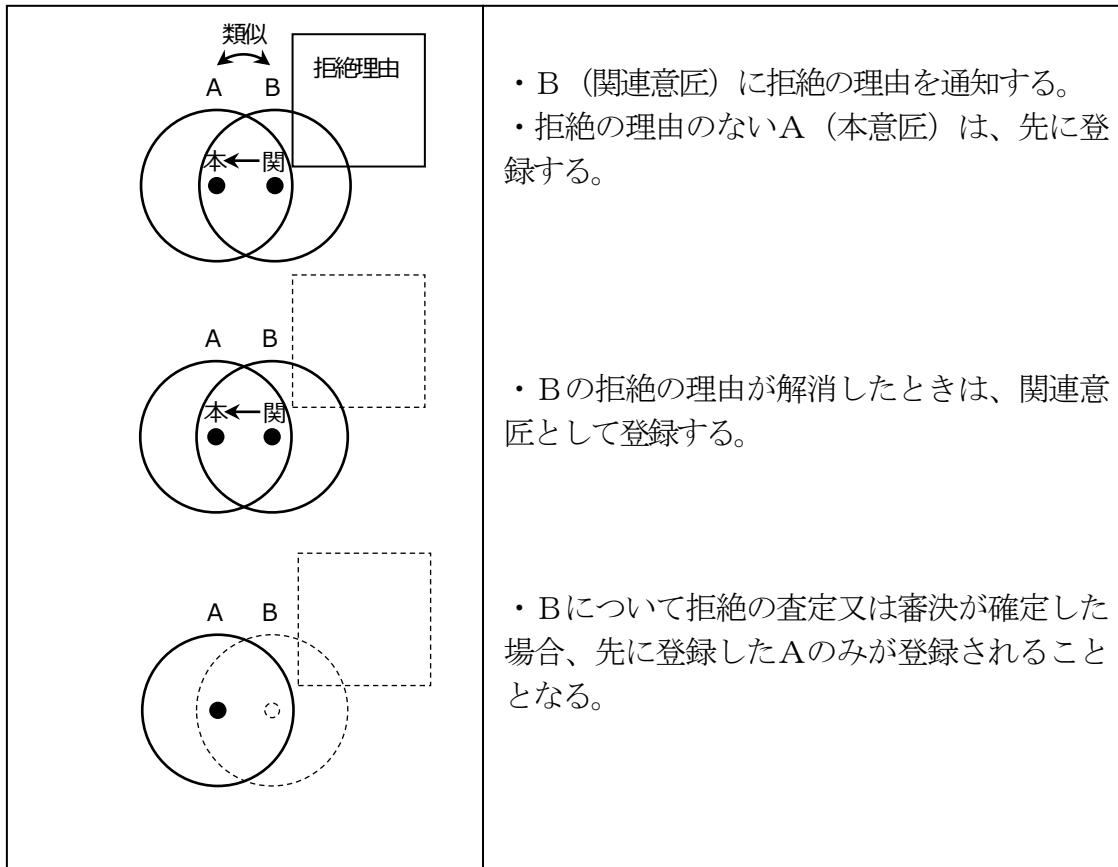
2 - 2. 同日に出願された類似する2つの意匠（本意匠と関連意匠の出願）

	<ul style="list-style-type: none"> ・本意匠とその関連意匠として出願され、類似すると認められるときは、両意匠を登録する。
--	--

2 - 3. 同日に出願された類似する2つの意匠（一方に拒絶の理由がある場合）

	<ul style="list-style-type: none"> ・拒絶の理由があるBに、その拒絶の理由を通知する。 ・Bの結果によって協議が必要となるAには、「待ち通知」を行う。 ・Bについて、拒絶の査定又は審決が確定したときは、Aを登録する。 ・Bの拒絶の理由が解消したときは、両意匠が意9条2項の規定に該当するものとなるので、双方に意9条4項に基づく協議を指令する。 (以降は、2 - 1. 参照)
--	--

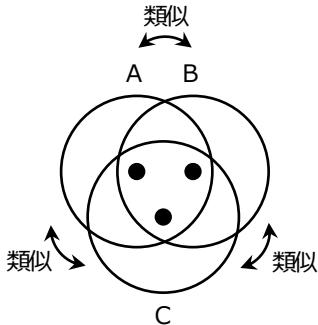
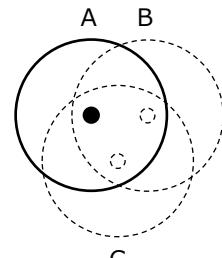
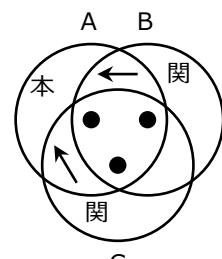
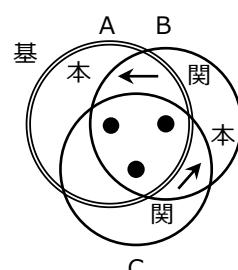
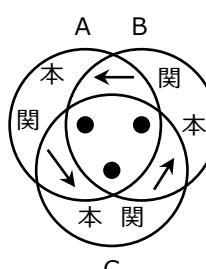
2-4. 同日に出願された類似する2つの意匠（関連意匠に拒絶の理由がある場合）



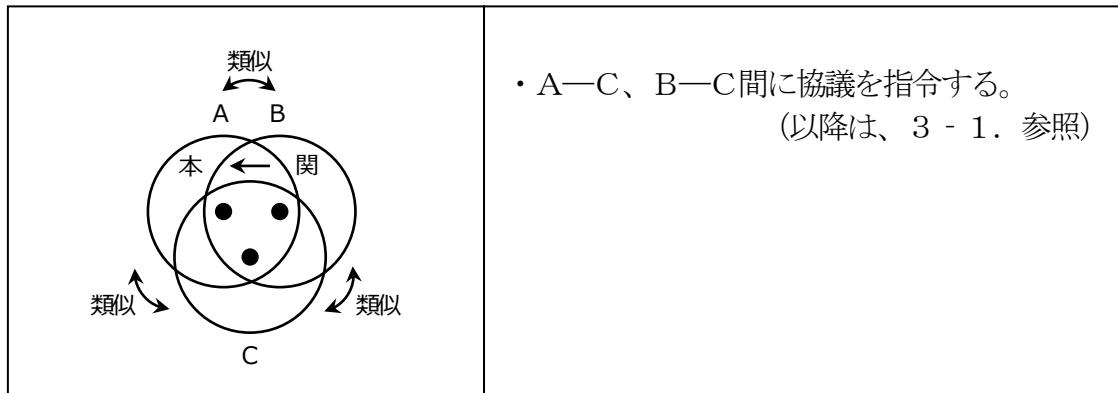
2 - 5. 同日に出願された類似する2つの意匠（本意匠に拒絶の理由がある場合）

 	<ul style="list-style-type: none"> ・A（本意匠）に対して拒絶の理由を通知する。 ・B（関連意匠）には「待ち通知」を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・Aの拒絶の理由が解消したとき、本意匠と関連意匠として、A及びBをいずれも登録する。 <ul style="list-style-type: none"> ・Aの拒絶の査定又は審決が確定したときは、Bに対して、本意匠が存在せず関連意匠として登録を受けることができない旨の拒絶の理由（意10条1項）を通知する。 ・これに対して、本意匠の表示を削除する補正が行われたときは、Bを登録する。 <ul style="list-style-type: none"> ・なお、本意匠と関連意匠を入れ替える補正が行われたときは、拒絶の理由がないものとなるBを先に登録する。 <p style="text-align: right;">(前記2-4. 参照)</p>
--------------	--

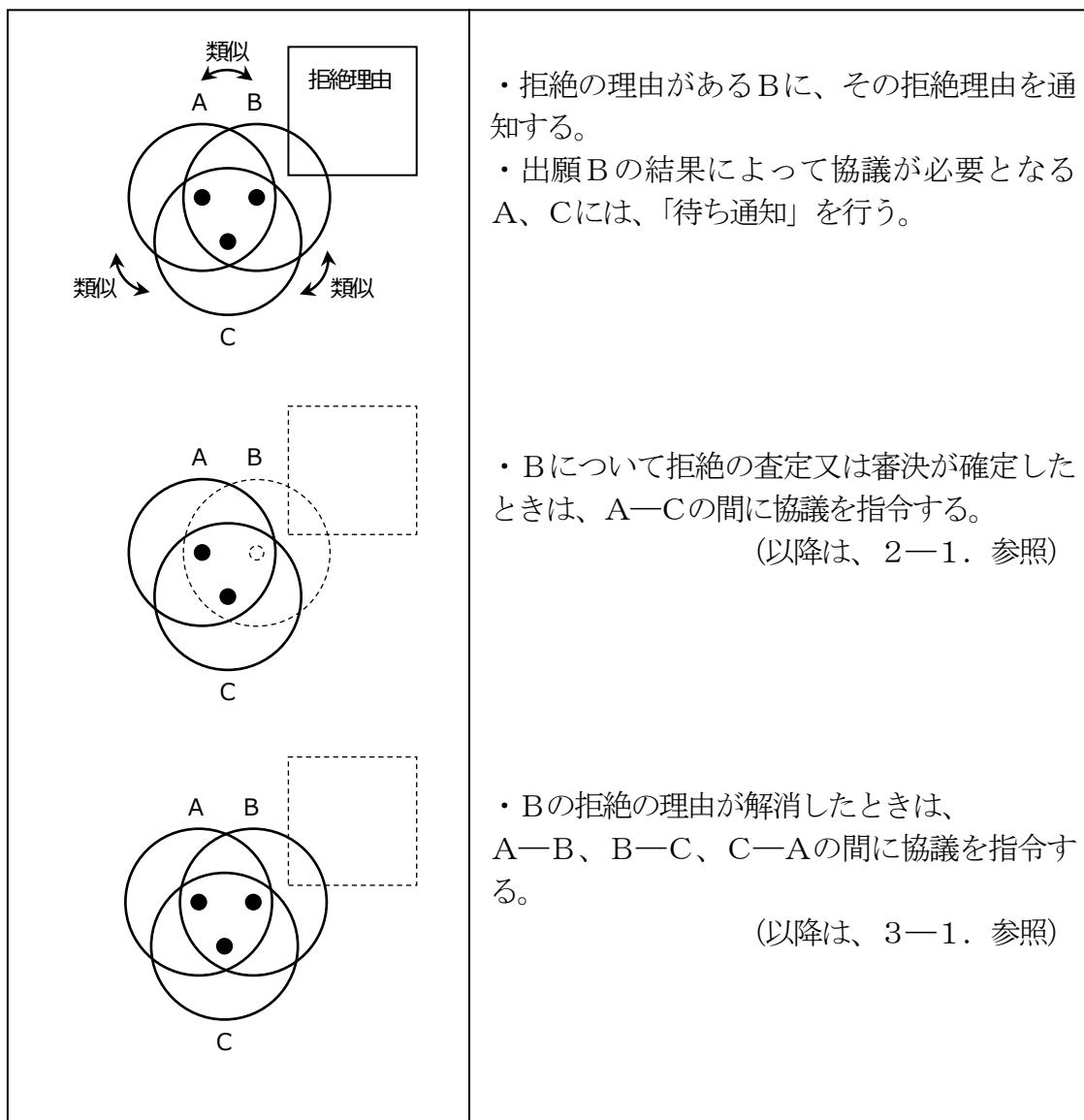
3 - 1. 同日に出願された相互に類似する3つの意匠（本意匠一関連意匠関係なし）

    	<ul style="list-style-type: none"> ・A—B、B—C、C—Aの間にそれぞれ協議を指令する。 (Aには、B、Cとの協議指令、 Bには、A、Cとの協議指令、 Cには、A、Bとの協議指令を行う。) ・A、B、Cのいずれか一のみを選択する旨の届出があり、他が取下げられたときは、選択された一の意匠を登録する。 ・三意匠が同一人に係る場合であって、いずれか一を本意匠として、他をその関連意匠とする旨の届出と補正があったときは、三意匠を登録する。 ・いずれか一を基礎意匠として、他を、基礎意匠を本意匠とする関連意匠、その関連意匠を本意匠とする関連意匠とする旨の届出と補正があったときは、三意匠を登録する。 ・左記のように、三意匠がいずれも関連意匠となる届出と補正があったときは、一の意匠が基礎意匠として選択されていないことから、関連意匠として登録を受けることができない旨の拒絶の理由（意10条1項）を通知する。
---	---

3 - 2. 同日に出願された相互に類似する3つの意匠（2つが本意匠と関連意匠の出願）



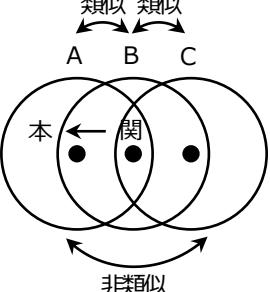
3 - 3. 同日に出願された相互に類似する3つの意匠（1つに拒絶の理由がある場合）



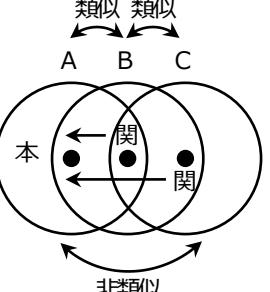
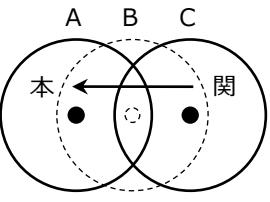
4 - 1. 同日に出願された類似又は非類似の3つの意匠（本意匠一関連意匠関係なし）

	<ul style="list-style-type: none"> ・A—B間でAを選択する旨の届出、及びB—C間でCを選択する旨の届出があり、Bが取り下げられた場合は、A、Cを登録する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・Bを本意匠として、A、Cをその関連意匠とする届出と補正があったときは、三意匠を登録する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・Aを基礎意匠とし、BはAを本意匠とする関連意匠、CはBを本意匠とする関連意匠とする届出と補正があったときは、三意匠を登録する。

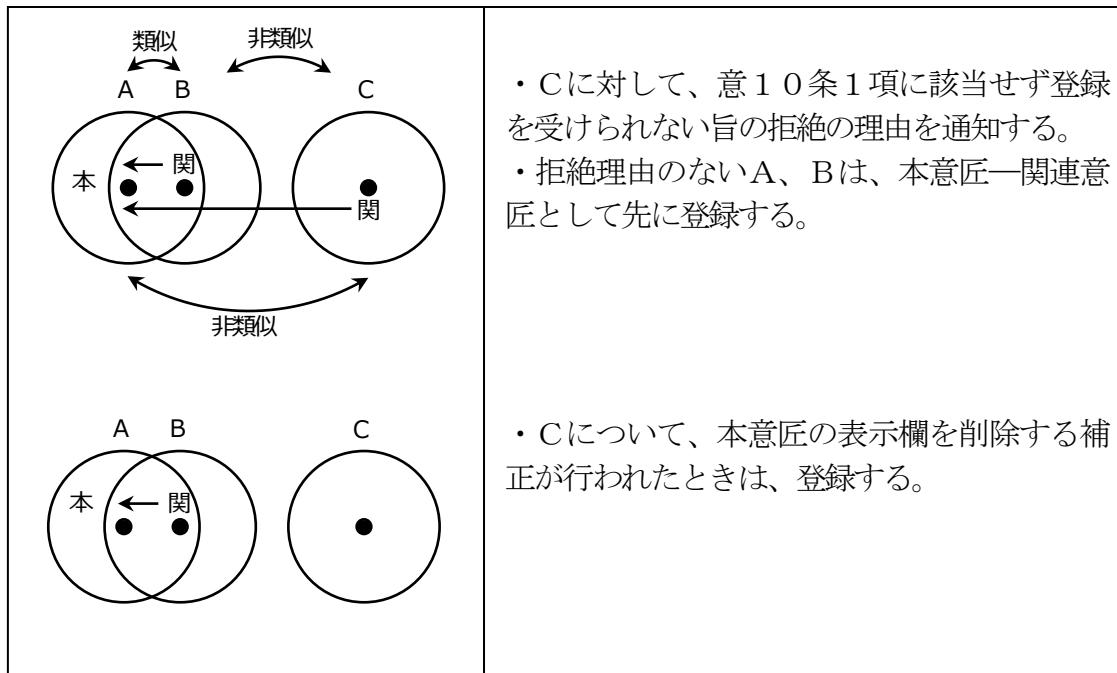
4 - 2. 同日に出願された類似又は非類似の3つの意匠（本意匠一関連意匠関係(1)）

	<ul style="list-style-type: none"> ・B—Cの間に協議を指令する。（本意匠一関連意匠の関係が成立するA—Bは、意10条1項により意9条2項の規定が適用されないので、協議指令の対象とならない。） ・Aには、「待ち通知」を行う。 (以降は、4 - 1. 参照)
---	---

4 - 3. 同日に出願された類似又は非類似の3つの意匠（本意匠一関連意匠関係(2)）

 	<ul style="list-style-type: none"> ・本意匠Aに類似しないCは、Bとの協議が必要となる。 ・B—C間に協議を指令する。（A、B、Cが相互に類似する関係（3-1. の関係）にならないことを示すため、Cには、Aに類似しない旨を併せて記載する。本意匠一関連意匠の関係が成立するA—Bは、意10条1項により意9条2項の規定が適用されないので、協議指令の対象とならない。） ・Aには、「待ち通知」を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・B—Cについて、Cを選択し、なおAを本意匠とすることを維持する旨の届出があったときは、Cに対して意10条1項の拒絶の理由を通知する。 <p style="text-align: right;">(以降は、4 - 1. 参照)</p>
---	--

4 - 4. 同日に出願された類似又は非類似の3つの意匠（本意匠一関連意匠関係(3)）



4 - 5. 同日に出願された類似又は非類似の3つの意匠（本意匠一関連意匠関係(4)）

 	<ul style="list-style-type: none"> ・本意匠に類似しないB、Cは、関連意匠として登録を受けることができない。 ・B—Cの間に協議を指令する。 (前記4—3. と異なることを示すために、B、Cとも本意匠に類似しない旨を「なお書き」として記載する。) ・拒絶の理由がないAは、先に登録する。 ・B—Cについて、本意匠とその関連意匠とする旨の届出と補正があったときは、B、Cを登録する。 ・BあるいはCの一方を選択する旨の届出があり、他の方が取り下げられたときは、選択された意匠を登録する。 ・BあるいはCの一方を選択し、一方を取り下げた場合であって、Aを本意匠とすることを維持する旨の届出があったときは、選択されたBあるいはCに対して意10条1項の拒絶の理由を通知する。 (以降は、1 - 2. 参照)
--------------	--

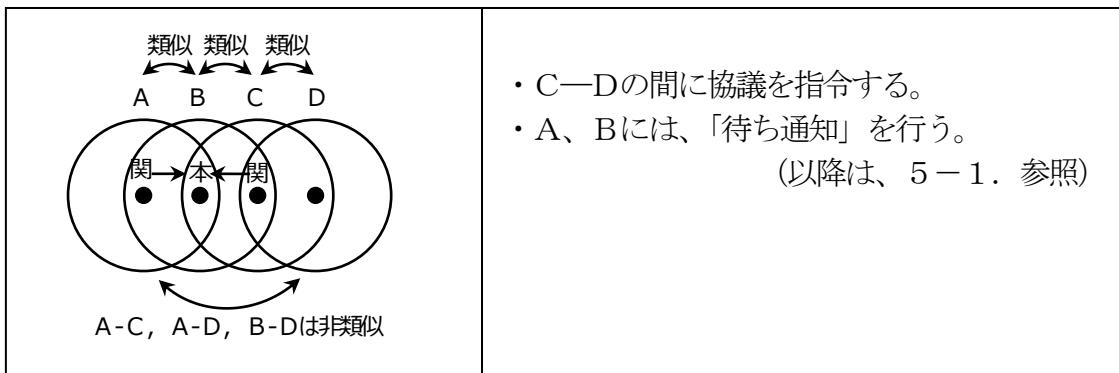
4 - 6. 同日に出願された類似又は非類似の3つの意匠（本意匠一関連意匠関係(5)）

	<ul style="list-style-type: none"> ・B—Cの間に協議を指令する。 (前記4 - 2. と異なることを示すため、Bには、本意匠に類似しない旨を「なお書き」として記載する。) ・拒絶の理由がないAは、先に登録する。 (以降は、4 - 5. 参照)
--	---

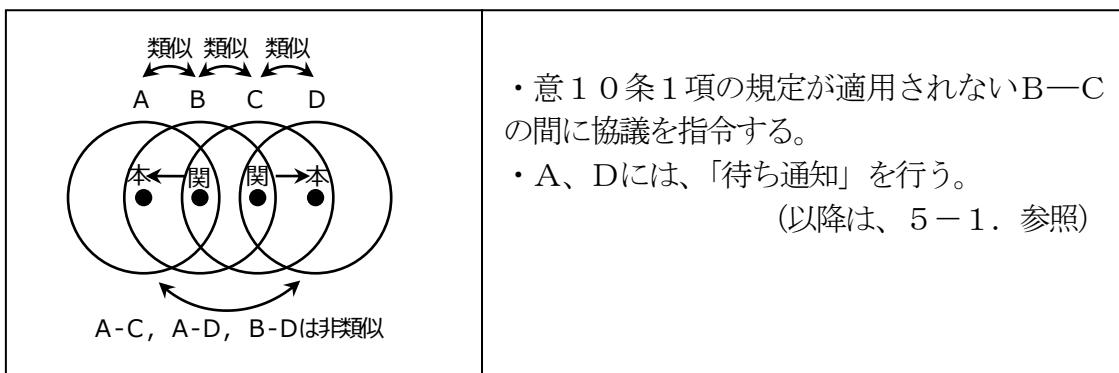
5 - 1. 同日に出願された類似又は非類似の4つの意匠（本意匠一関連意匠関係なし）

	<ul style="list-style-type: none"> ・A—B、B—C、C—Dの間に協議を指令する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・各協議の一方を選択する旨の申出と、他方を取り下げることにより、一意匠又は互いに類似しない二意匠（「A、C」「B、D」「A、D」）が選択されたときは、それぞれを登録する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・Aを基礎意匠とし、BはAを本意匠とする関連意匠とし、CはBを本意匠とする関連意匠とし、DはCを本意匠とする関連意匠とする届出と補正があったときには、それぞれ登録する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・Bを基礎意匠とし、A、CはBを本意匠とする関連意匠とし、DはCを本意匠とする関連意匠とする届出と補正があったときには、それぞれ登録する。

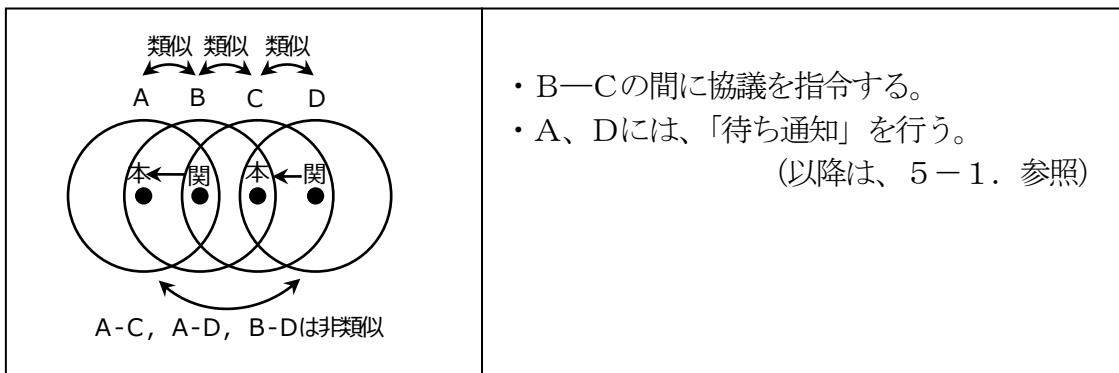
5 - 2. 同日に出願された類似又は非類似の4つの意匠（本意匠一関連意匠関係(1)）



5 - 3. 同日に出願された類似又は非類似の4つの意匠（本意匠一関連意匠関係(2)）



5 - 4. 同日に出願された類似又は非類似の4つの意匠（本意匠一関連意匠関係(3)）



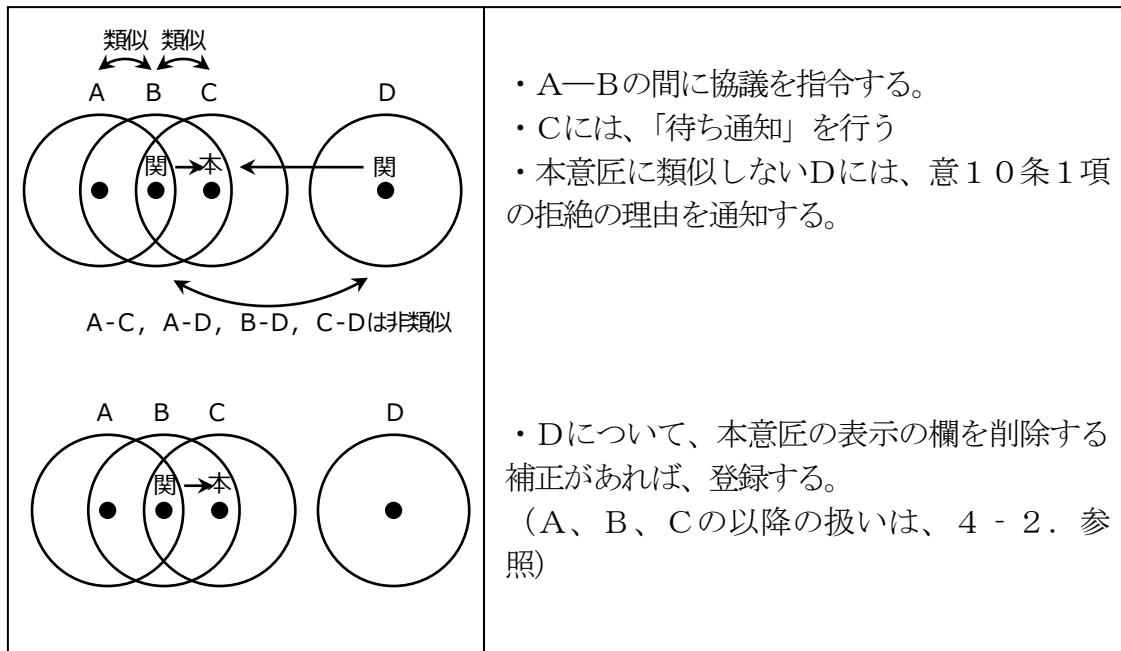
5 - 5. 同日に出願された類似又は非類似の4つの意匠（本意匠一関連意匠関係(4)）

<p>A-C, A-D, B-C, B-Dは非類似</p>	<ul style="list-style-type: none"> • A—B、C—Dの間に協議を指令する。 (Cについては、本意匠Bに類似しない旨を「なお書き」として記載する。)
	<ul style="list-style-type: none"> • A—Bについて、いずれか一方を選択するか、本意匠とその関連意匠とする旨の届出と補正があったときは、登録する。 • C—Dについて、いずれか一方を選択するか、本意匠とその関連意匠とする旨の届出と補正があったときは、登録する。
	<ul style="list-style-type: none"> • Dを取下げ、Cを選択して、Bを本意匠とすることを維持する届出があったときは、Cに対して、意10条1項の拒絶の理由を通知する。

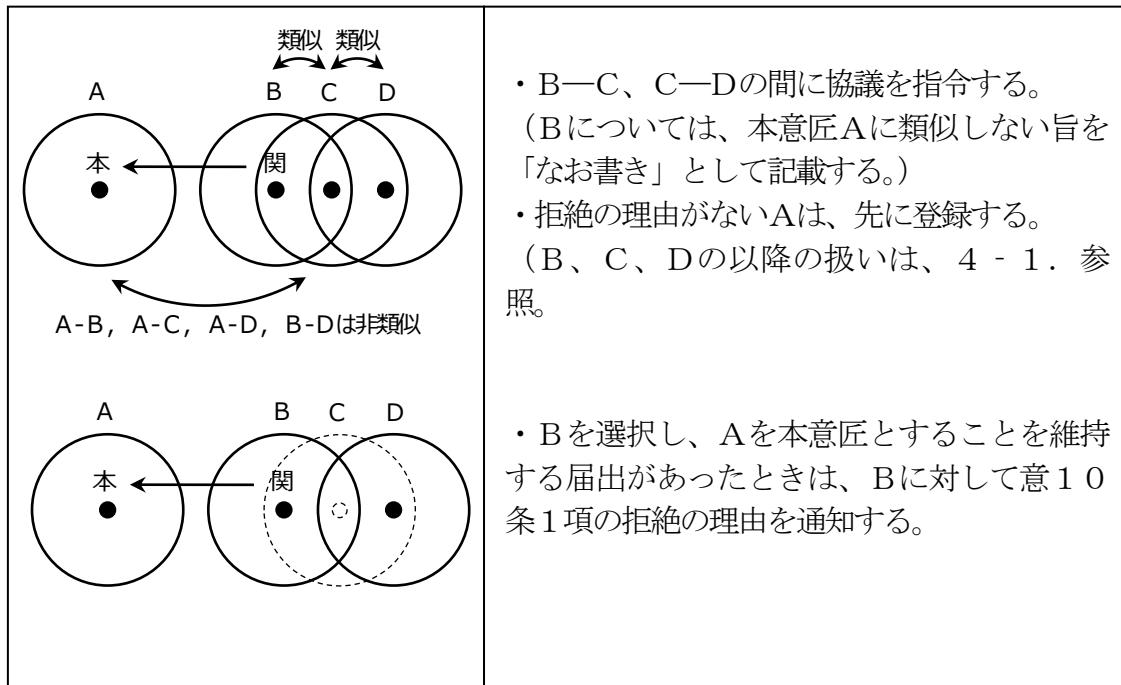
5 - 6. 同日に出願された類似又は非類似の4つの意匠（本意匠一関連意匠関係(5)）

<p>A-C, A-D, B-C, B-Dは非類似</p>	<ul style="list-style-type: none"> • C - D間に協議を指令する。 (Cについては、本意匠Aに類似しない旨を「なお書き」として記載する。) • 拒絶の理由がないA—Bは、先に登録する。 (以降は、5-5. 参照)
-------------------------------	---

5 - 7. 同日に出願された類似又は非類似の4つの意匠（本意匠一関連意匠関係(6)）



5 - 8. 同日に出願された類似又は非類似の4つの意匠（本意匠一関連意匠関係(7)）



44.06

同一出願人により異なった日に出願された二以上の意匠登録出願についての
意匠法第9条及び第10条第1項の適用について

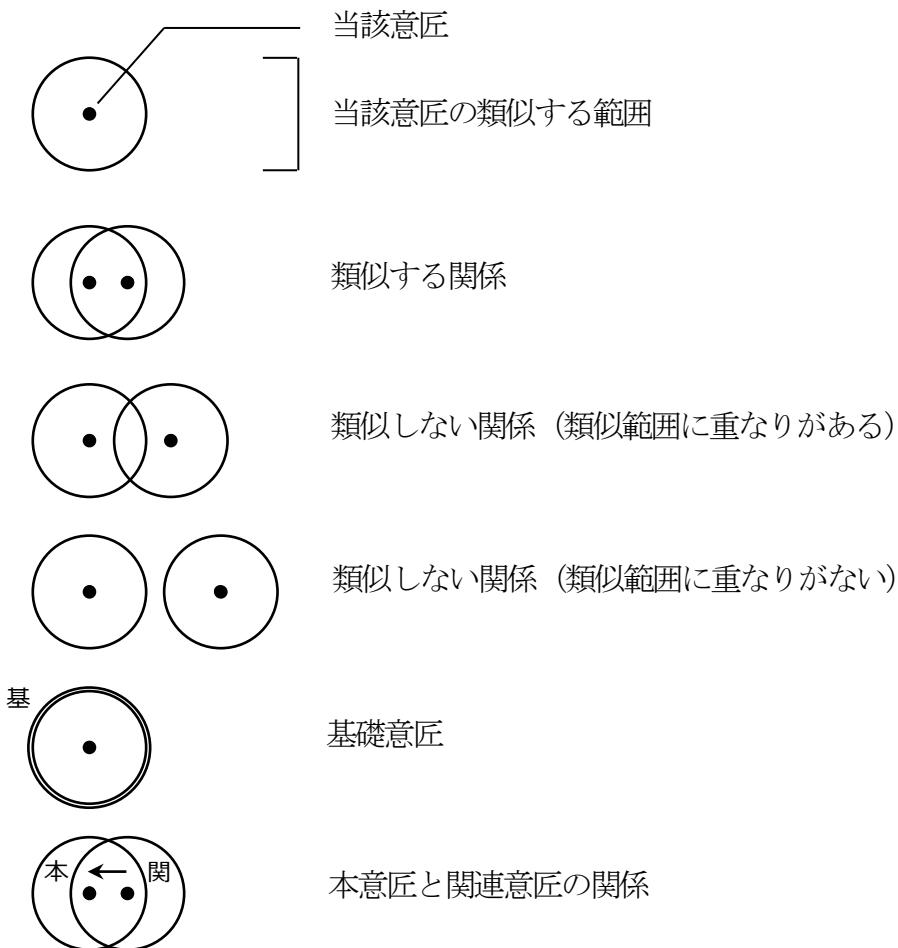
＜取扱いの原則＞

- (1) 同人による類似の意匠について異なった日に二以上の意匠登録出願があった場合は、拒絶の理由のない最先の意匠登録出願に係る意匠を登録する。
- (2) 後の意匠登録出願については、その出願が基礎意匠の意匠登録出願の日（優先権主張の効果が認められる出願の場合は優先日）から10年を経過する日前までに出願されており、本意匠とその関連意匠、又は、基礎意匠^(注1)と基礎意匠に係る関連意匠として出願され、その関係が成り立っている場合^(注2)には、意9条2項の規定に関わらず協議の対象としない。

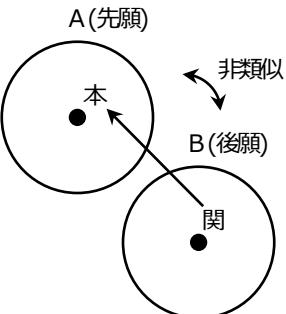
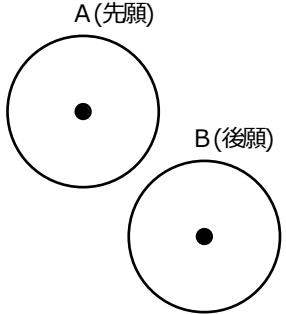
(注1) 本意匠のうち最初に選択されたもの、すなわち、「本意匠」であって他の意匠の関連意匠でないものを「基礎意匠」という。

(注2) 関連意匠は、本意匠として選択した意匠に類似するものでなければならない。

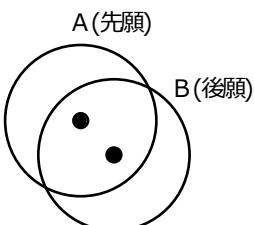
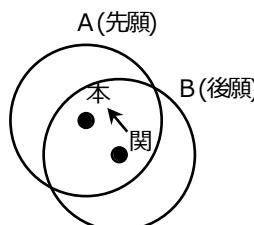
【凡例】以下の説明において、各図は下記の意味を表すものとして使用する。



1. 異日に出願された類似しない2つの意匠（本意匠一関連意匠関係）

 	<ul style="list-style-type: none"> ・先願Aに拒絶の理由がなければ登録する。 ・後願Bの関連意匠が本意匠に類似しない場合は、意10条1項の拒絶の理由を通知する。 <ul style="list-style-type: none"> ・Bについて、本意匠の表示の欄を削除する補正が行われたときは登録する。
---	--

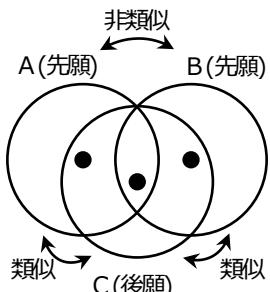
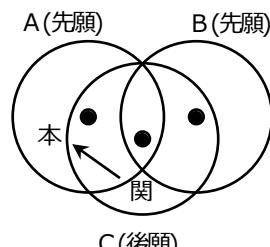
2. 異日に出願された類似する2つの意匠（本意匠一関連意匠関係なし）

 	<ul style="list-style-type: none"> ・先願Aに拒絶の理由がなければ登録する。 ・先願Aの意匠権の設定の登録がなされていない場合、後願Bには「待ち通知」を行う。 ・先願Aの意匠権の設定の登録がなされた場合に、後願Bに対して、意9条1項の拒絶理由を通知する。 (この際、「なお、この意匠登録出願に対して上記意匠登録第〇〇〇〇〇〇号（先願A）の意匠を本意匠とする補正をした場合には、この拒絶理由は解消します。」との旨の「なお書き」を記載する。) <ul style="list-style-type: none"> ・後願Bについて、先願Aを本意匠とする関連意匠の出願に補正された場合には、後願Bを登録する。
--	---

3. 異日に出願された相互に類似する3つの意匠（本意匠一関連意匠関係）

<p>A (先願) B (先願)</p> <p>C (後願)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・先願A及び先願Bに拒絶の理由がなければ登録する。 ・後願Cには「待ち通知」を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・先願A及び先願Bの意匠権の設定の登録がなされた場合に、後願Cに対して、両先願意匠を引用意匠とする意9条1項の拒絶の理由を通知する。 (この際、「なお、この意匠登録出願に対して上記意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇〇号（先願A）の意匠又は意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇〇号（先願B）の意匠を本意匠とする補正をした場合には、この拒絶理由は解消します。」との旨の「なお書き」を記載する。) <ul style="list-style-type: none"> ・後願Cについて、先願Aを本意匠とする関連意匠に補正された場合は登録する。
<p>A (先願) B (先願)</p> <p>基</p> <p>C (後願)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・後願Cについて、先願Bを本意匠とする関連意匠に補正された場合は登録する。
<p>A (先願) B (先願)</p> <p>基</p> <p>本</p> <p>本</p> <p>C (後願)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・なお、後願Cが出願当初より、左記のように先願A又は先願Bを本意匠としている場合、他方の先願意匠を引用意匠とする意9条1項の拒絶の理由を通知することなく、後願Cを登録する。

4 - 1. 異日に出願された類似又は非類似の3つの意匠(本意匠一関連意匠関係なし(1))

 	<ul style="list-style-type: none"> ・先願A及び先願Bに拒絶の理由がなければ登録する。 ・後願Cには「待ち通知」を行う。 ・先願A及び先願Bの設定登録がなされた場合に、後願Cに対して両先願意匠を引用意匠とする意9条1項の拒絶理由を通知する。(この際、「なお、この意匠登録出願を上記登録意匠のいずれかを本意匠とする関連意匠の出願に補正しても、他方の登録意匠に対しては意匠法第10条第1項の規定の適用を受けることができないため、登録を受けることができません」との旨の「なお書き」を記載する。) <ul style="list-style-type: none"> ・後願Cがいずれかの先願の意匠を本意匠とする関連意匠の出願に補正された場合には、他方の先願に係る拒絶の理由により拒絶する。
--	---

4 - 2. 異日に出願された類似又は非類似の3つの意匠（本意匠一関連意匠関係(1)）

	<ul style="list-style-type: none"> ・先願A及び先願Bに拒絶の理由がなければ登録する。 ・後願Cには「待ち通知」を行う。 ・先願A及び先願Bの意匠権の設定の登録がなされた場合に、先願Cの意匠は先願Bの意匠と類似するため意9条1項の規定に該当し、登録を受けることができないため、後願Cに対して意匠Bを引用意匠とする意9条1項の拒絶理由を通知する。（この際、「なお、この意匠登録出願を、上記意匠登録第〇〇〇〇〇号（先願B）の意匠を本意匠とする関連意匠の出願に補正しても、本願意匠は意匠登録第〇〇〇〇〇〇号（先願A）の意匠にも類似し、両先願意匠について同時に意匠法第10条第1項の規定の適用を受けることができないため、登録を受けることができません。」との旨の「なお書き」を記載する。）
	<ul style="list-style-type: none"> ・後願Cが先願Bを本意匠とする関連意匠の出願に補正された場合には、先願Aを引用意匠とする意9条1項の拒絶理由を新たに通知する。

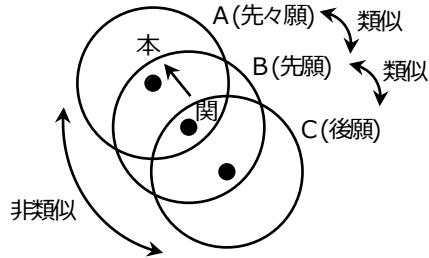
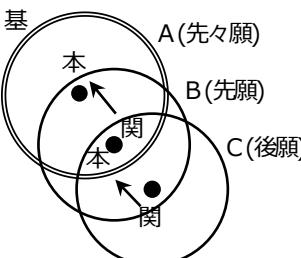
4 - 3. 異日に出願された類似又は非類似の3つの意匠（本意匠一関連意匠関係(2)）

	<ul style="list-style-type: none"> ・先願A及び先願Bに拒絶の理由がなければ登録する。 ・後願Cには「待ち通知」を行う。 ・先願A及び先願Bの意匠権の設定の登録がなされた場合に、後願Cに対して、両先願意匠を引用意匠とする意9条1項の拒絶の理由を通知する。 (この際、「なお、この意匠登録出願に対して上記意匠登録第〇〇〇〇〇〇号（先願B）の意匠を本意匠とする補正をした場合には、この拒絶理由は解消します。」との旨の「なお書き」を記載する。)
	<ul style="list-style-type: none"> ・後願Cについて、先願Bを本意匠とする関連意匠に補正された場合は登録する。

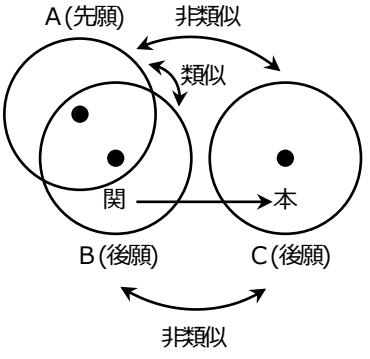
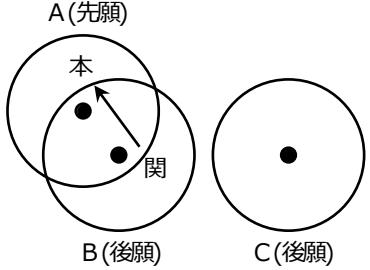
4 - 4. 異日に出願された類似又は非類似の3つの意匠（本意匠一関連意匠関係(3)）

<p>A (先願) B (先願)</p> <p>本 関</p> <p>類似</p> <p>類似</p> <p>非類似</p> <p>C (後願)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・先願A及び先願Bに拒絶の理由がなければ登録する。 ・後願Cには「待ち通知」を行う。 ・先願Bの意匠権の設定の登録がなされた場合に、後願Cに対して意匠Bを引用意匠とする意9条1項の拒絶理由を通知する。（この際、「なお、この意匠登録出願の意匠は、本意匠として出願した意匠登録第○○○○○○○号（先願A）の意匠とは類似していないものと認められます。また、この意匠登録出願に対して上記意匠登録第○○○○○○○号（先願B）の意匠を本意匠とする補正をした場合には、この拒絶理由は解消します。」との旨の「なお書き」を記載する。） <p>A (先願) B (先願)</p> <p>基</p> <p>本 関</p> <p>本</p> <p>関</p> <p>C (後願)</p>
--	--

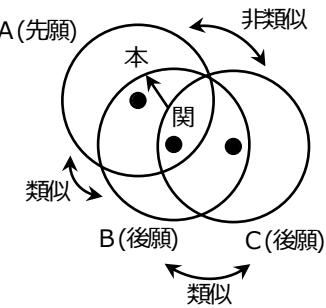
4 - 5. 異日に出願された類似又は非類似の3つの意匠（本意匠一関連意匠関係(4)）

 	<ul style="list-style-type: none"> 先々願A及び先願Bに拒絶の理由がなければ登録する。 後願Cには「待ち通知」を行う。 先々願A及び先願Bの意匠権の設定の登録がなされた場合に、後願Cに対して、先願意匠Bを引用意匠とする意9条1項の拒絶の理由を通知する。 (この際、「なお、この意匠登録出願に対して上記意匠登録第〇〇〇〇〇〇号（先願B）の意匠を本意匠とする補正をした場合には、この拒絶理由は解消します。」との旨の「なお書き」を記載する。) 後願Cについて、先願Bを本意匠とする関連意匠に補正された場合は登録する。
--	--

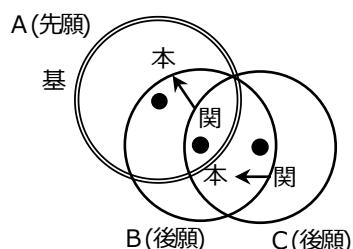
4 - 6. 異日に出願された類似又は非類似の3つの意匠（本意匠一関連意匠関係(5)）

 	<ul style="list-style-type: none"> 先願A及び後願Cに拒絶の理由がなければ登録する。 後願Bには「待ち通知」を行う。 先願Aの意匠権の設定の登録がなされた場合に、後願Bに対し先願Aを引用意匠とする意9条1項の拒絶理由を通知する。（この際、「なお、この意匠登録出願の意匠は、本意匠として出願した意願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇号（後願C）の意匠とは類似しないものと認められます。」及び「この意匠登録出願に対して、上記意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号（先願A）の意匠を本意匠とする補正をした場合には、この拒絶理由は解消します。」との旨の「なお書き」を記載する。） 後願Bが先願Aを本意匠とする関連意匠の出願に補正された場合には、後願Bを登録する。
---	---

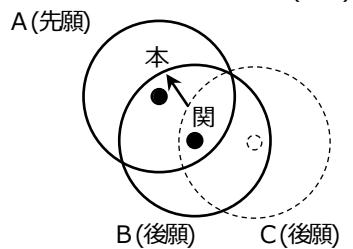
4 - 7. 異日に出願された類似又は非類似の3つの意匠（本意匠一関連意匠関係(6)）



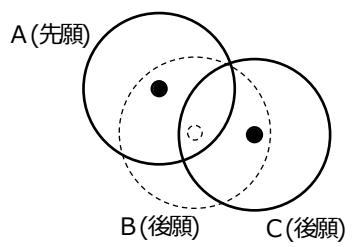
- ・先願Aに拒絶の理由がなければ登録する。
- ・後願Bと後願Cの間に協議を指令する。（この際、後願Bには、「なお、この意匠登録出願の意匠は、本意匠として出願した意願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇号（意匠登録第〇〇〇〇〇〇号）（先願A）の意匠と類似しているものと認められます。よって、本願（後願B）を、意願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇号（後願C）を本意匠とする関連意匠に補正された場合は、意願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇号（意匠登録第〇〇〇〇〇〇号）（先願A）を引用意匠とする意匠法第9条第1項の拒絶理由に該当することとなりますのでご注意下さい。」との旨の「なお書き」を記載する。）



- ・後願Cについて、後願Bを本意匠とする関連意匠に補正された場合は登録する。

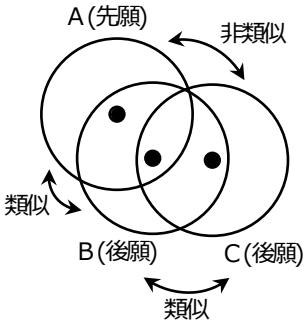
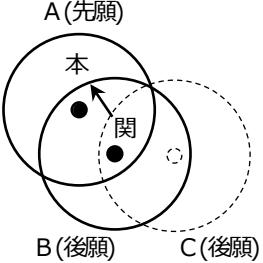
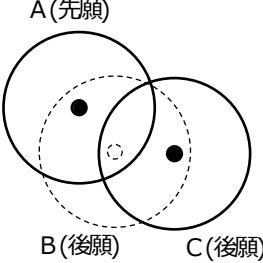
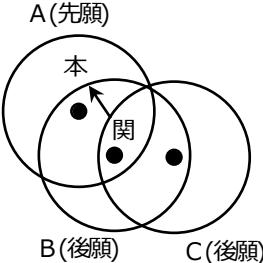


- ・後願Cが取り下げられた場合は、意匠Bを登録する。



- ・後願Bが取り下げられた場合は、意匠Cを登録する。

4 - 8. 異日に出願された類似又は非類似の3つの意匠（本意匠一関連意匠関係なし（2））

   	<ul style="list-style-type: none"> ・先願Aに拒絶の理由がなければ登録する。 ・後願B及び後願Cには「待ち通知」を行う。 ・先願Aの意匠権の設定の登録がなされた場合に、後願Bに先願Aを意9条1項の拒絶の理由として通知する。（この際、「なお、この意匠登録出願の意匠は、この意匠登録出願と同日に出願された自己の意匠登録出願の意匠（意匠〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇号（後願C）の意匠）とも類似するものと認められ、意匠法第9条第2項の規定にも該当します。」との旨の「なお書き」を記載する。） ・後願Cには、同日に出願された意匠Bのみと類似する旨を記載した「待ち通知」を行う。 ・後願Cが取り下げられ、後願Bが意匠Aを本意匠とする関連意匠の出願に補正された場合には、後願Bを登録する。 ・後願Bが取り下げられた場合には、後願Cを登録する。 ・後願Bについて、意匠Aを本意匠とする関連意匠の出願に補正された場合には、後願B及び後願Cに協議を指令する。（この際、後願Bには、「なお、この意匠登録出願の意匠は、本意匠として出願した意匠〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇号（意匠登録第〇〇〇〇〇〇号）（先願A）の意匠と類似しているものと認められます。」との旨の「なお書き」を記載する。） (以降は、4-7. 参照)
--	---

4 - 9. 異日に出願された類似又は非類似の3つの意匠（1つに拒絶の理由がある場合
(1))

	<ul style="list-style-type: none"> ・先願Aの意匠権の設定の登録がなされ、後願Cの拒絶査定が確定した場合に、後願Bに先願Aを意9条1項の拒絶の理由として通知する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・後願Bについて、先願Aを本意匠とする関連意匠の出願に補正された場合には、後願Bを登録する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・先願Aの意匠権の設定の登録がなされ、後願Cの拒絶理由が解消した場合は、後願Bに対し先願Aを引用意匠とする意9条1項の拒絶理由を通知する。（この際、後願Bには「この意匠登録出願の意匠は、この意匠登録出願と同日に出願された自己の意匠登録出願の意匠（意願〇〇〇〇一〇〇〇〇〇号（先願C）の意匠）に類似するものと認められ、意匠法第9条第2項の規定にも該当します。」との旨の「なお書き」を記載する。）
	<ul style="list-style-type: none"> ・後願Cには、同日に出願された後願Bと類似する旨を記載した「待ち通知」を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・後願Bが先願Aを本意匠とする関連意匠の出願に補正された場合には、後願Bと後願Cに協議を指令する。 <p style="text-align: right;">(以降は、4-7. 参照)</p>

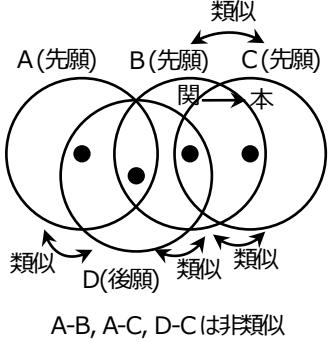
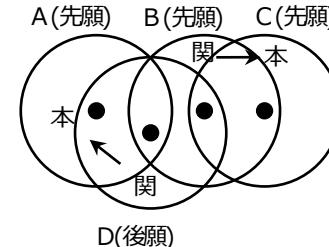
4 - 10. 異日に出願された類似又は非類似の3つの意匠（1つに拒絶の理由がある場合（2））

	<ul style="list-style-type: none"> ・先願Aに拒絶の理由がなければ登録する。 ・後願Bには、拒絶の理由を通知する。 ・後願Cには、「待ち通知」を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・先願Aの意匠権の設定の登録がなされ、後願Bの拒絶査定が確定した場合に、後願Cを登録する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・先願Aの意匠権の設定の登録がなされ、後願Bの拒絶理由が解消した場合は、後願Bに対し先願Aを引用意匠とする意9条1項の拒絶理由を通知する。（この際、後願Bには「この意匠登録出願の意匠は、この意匠登録出願と同日に出願された自己の意匠登録出願の意匠（意願〇〇〇〇一〇〇〇〇〇号（先願C）の意匠）に類似するものと認められ、意匠法第9条第2項の規定にも該当します。」との旨の「なお書き」を記載する。） ・後願Cには、同日に出願された後願Bと類似する旨を記載した「待ち通知」を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・後願Bが先願Aを本意匠とする関連意匠の出願に補正された場合には、後願Bと後願Cに協議を指令する。 <p style="text-align: right;">（以降は、4-7. 参照）</p>

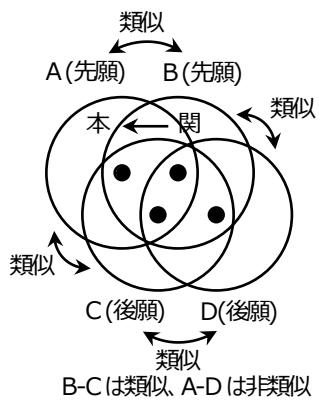
4 - 11. 異日に出願された類似又は非類似の3つの意匠（本意匠一関連意匠関係(7)）

<p>The diagram shows three circles representing designs A, B, and C. Circle A (top left) is labeled 'A (先願)' and contains a dot labeled '本' (Original). Circle B (middle) is labeled 'B (後願)' and contains a dot labeled '関' (Related). Circle C (bottom right) is labeled 'C (後願)' and contains two dots. Arrows indicate relationships: a curved arrow from A to B labeled '非類似' (Non-similar); a curved arrow from B to C labeled '類似' (Similar); and a curved arrow from C back to A labeled '非類似' (Non-similar).</p> <p>Below this, there are two more diagrams showing different spatial arrangements of the circles.</p> <p>Diagram 2: A (先願) is a single circle. B (後願) and C (後願) are overlapping circles; B is labeled '関' and C is labeled '本'.</p> <p>Diagram 3: A (先願) is a single circle. B (後願) and C (後願) are overlapping circles; C is labeled '本' and B is labeled '関'.</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・先願Aに拒絶の理由がなければ登録する。 ・後願Bと後願Cの間に協議を指令する。(この際、後願Bには、「なお、この意匠登録出願の意匠は、本意匠として出願した意願〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号（意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇〇号）（先願A）の意匠とは類似していないものと認められます。」との旨の「なお書き」を記載する。) ・後願Bが意匠Cを本意匠とする関連意匠の出願に補正された場合、又は、後願Bの本意匠の表示の欄を削除する補正をし、後願Cについて後願Bを本意匠とする関連意匠の出願にする補正が行われた場合には、後願B及び後願Cを登録する。
---	--

5-1. 異日に出願された類似又は非類似の4つの意匠（本意匠一関連意匠関係(1)）

 <p>A-B, A-C, D-C は非類似</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・先願A、先願B及び先願Cに拒絶の理由がなければ登録する。 ・後願Dには「待ち通知」を行う。 ・先願A、先願Bの設定登録がなされた場合に、後願Dに対して意匠A及び意匠Bを引用意匠とする意9条1項の拒絶理由を通知する。 (この際、「なお、この意匠登録出願を上記意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇〇号（先願A）の意匠を本意匠とする関連意匠の出願に補正しても、本願の意匠は上記意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号（先願B）の意匠とも類似し、意匠法第9条第1項の拒絶の理由を解消できないため、登録を受けることができません。」との旨の「なお書き」を記載する。) ・後願Dが先願Aを本意匠とする関連意匠の出願に補正された場合には、意匠Bを引用意匠とした意9条1項の拒絶理由により拒絶する。
 <p>D(後願)</p>	

5－2. 異日に出願された類似又は非類似の4つの意匠（本意匠一関連意匠関係（2））

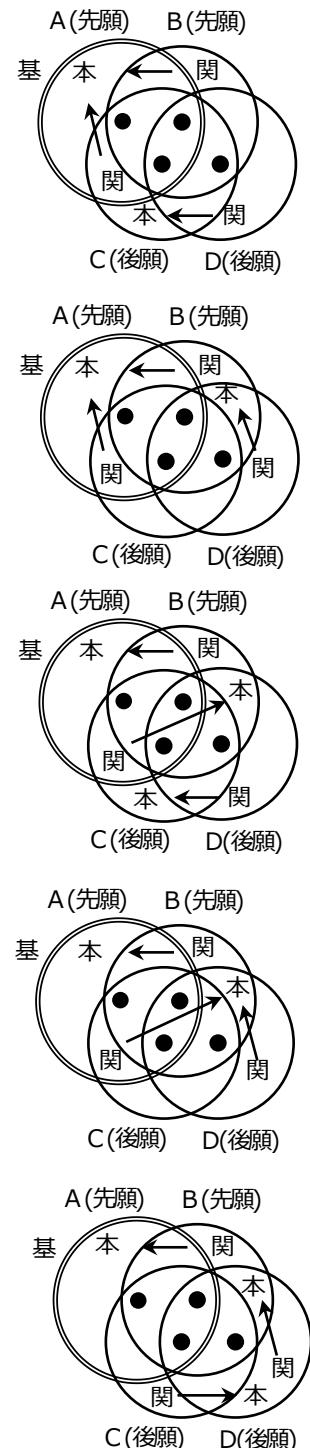


- ・先願A及び先願Bに拒絶の理由がなければ登録する。

- ・後願C及び後願Dには「待ち通知」を行う。

- ・先願A及び先願Bの意匠権の設定の登録がなされた場合に、後願Cに対して、先願A及び先願Bを引用意匠とする意9条1項の拒絶の理由を通知する。（この際、「なお、この意匠登録出願に対して上記意匠登録第〇〇〇〇〇〇号（先願A）の意匠又は意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号（先願B）の意匠を本意匠とする補正をした場合には、この拒絶理由は解消します。」との旨の「なお書き」を記載する。）

- ・後願Dに対しては、意匠Bを引用意匠とする意9条1項の拒絶の理由を通知する。（この際、「なお、この意匠登録出願に対して上記意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇〇号（先願B）の意匠を本意匠とする補正をした場合には、この拒絶理由は解消します。」との旨の「なお書き」を記載する。）



後願Cについて先願Aを本意匠とする関連意匠に補正し、後願Dについて後願Cを本意匠とする関連意匠に補正した場合、
 後願Cについて先願Aを本意匠とする関連意匠に補正し、後願Dについて先願Bを本意匠とする関連意匠に補正した場合、
 後願Cについて先願Bを本意匠とする関連意匠に補正し、後願Dについて後願Cを本意匠とする関連意匠に補正した場合、
 後願Cについて先願Bを本意匠とする関連意匠に補正し、後願Dについて先願Bを本意匠とする関連意匠に補正した場合、
 後願Cについて後願Dを本意匠とする関連意匠に補正し、後願Dについて先願Bを本意匠とする関連意匠に補正した場合、
 いずれの場合も、後願C及び後願Dを登録する。

・なお、後願C及び後願Dが出願当初より、左記のように本意匠を指定している場合、いずれの場合も、後願C又は後願Dに、先願の意匠を引用意匠とする意9条1項の拒絶の理由の通知又は後願Cと後願Dとの間の協議の指令をすることなく、後願C及び後願Dを登録する。

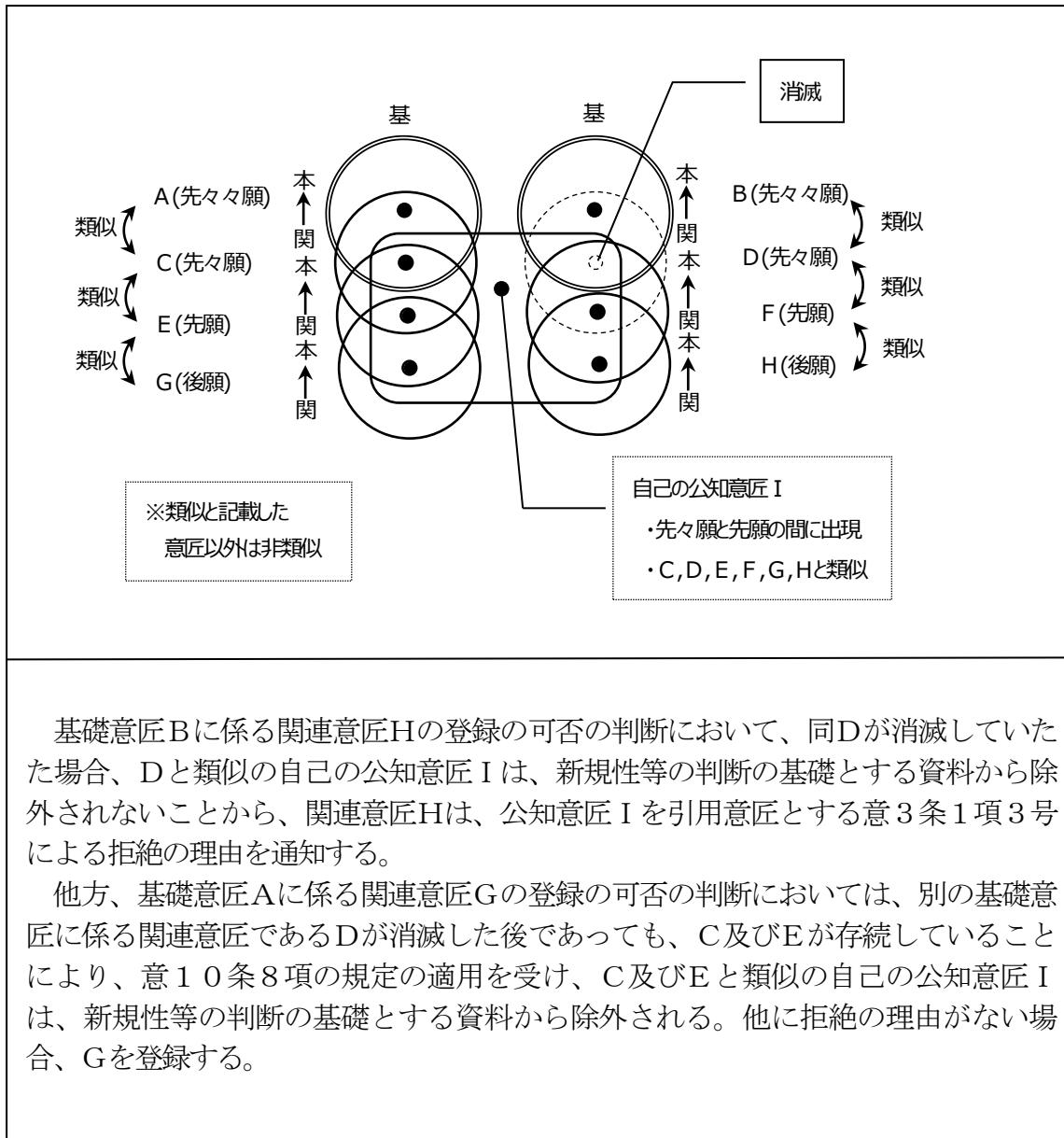
5-3. 異日に出願された類似又は非類似の4つの意匠（本意匠一関連意匠関係(3)）

<p>B-C, A-Dは非類似</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・先願A、先願B及び先願Cに拒絶の理由がなければ登録する。 ・後願Dには「待ち通知」を行う。 ・先願B及び先願Cの意匠権の設定の登録がなされた場合に、後願Dに対して、先願B及び先願Cの意匠を引用意匠とする意9条1項の拒絶の理由を通知する。 (この際、「なお、この意匠登録出願に対して上記意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号（先願B）の意匠又は意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号（先願C）の意匠を本意匠とする補正をした場合には、この拒絶理由は解消します。」との旨の「なお書き」を記載する。)
<p>B-C, A-Dは非類似</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・後願Dについて、先願Bを本意匠とする関連意匠に補正された場合も、先願Cを本意匠とする関連意匠に補正された場合も、いずれの場合も登録する。 ・(本願意匠と類似するとされた先願の意匠同士が類似していない場合であっても、それら先願の意匠が一つの基礎意匠に係る関連意匠のグループであれば、本願は意匠登録を受けることができる。)

6. 異日に出願された類似する4つの意匠（本意匠一関連意匠関係あり）

<p>A (先願) B (先願) C (先願) D (後願)</p> <p>類似 類似 類似 類似 類似 類似 類似 類似</p> <p>本 本 本 本 本 本 本 本</p> <p>基 基 基 基 基 基 基 基</p> <p>関 関 関 関 関 関 関 関</p> <p>A,B,C,Dはいずれも相互に類似</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・先願A、先願B、先願C及び後願Dを登録する。 <p>(後願Dは、先願Cを本意匠とする関連意匠出願であるが、基礎意匠である先願Aや、その他の関連意匠である先願B及び先願Cとも類似している。</p> <p>このような場合であっても、後願Dが本意匠として指定した先願Cと類似しているときは、後願Dについて、先願Aや先願Bとの類否判断を行うことなく、先願Cを本意匠とする関連意匠の登録を行う。)</p>
---	--

＜参考＞異日に出願された類似又は非類似の複数の意匠（意匠権の消滅あり）



[付属書A]

「意匠審査基準」 参考審判決例集

はじめに

本参考審判決例集は、「意匠審査基準」の適用について検討する際の参考資料として審査官や制度ユーザーに提供するものである。

各参考審判決例における判示内容は、事実関係や当事者の主張が異なる事案に対し、そのまま当てはまるものではなく、必ずしも一般化されたものではないことに留意されたい。

また、各参考審判決例の内容を精確に理解するためには、審判決全文を検討する必要があることにも留意されたい。

本参考審判決例集は、以下に関する審判決例を掲載している。その他の項目については、今後必要に応じ追加を行う予定である。

1. 創作非容易性

1. 「創作非容易性」に関する審判決例

分類	内容	番号	審判決日（事件番号）・意匠に係る物品等	意匠審査基準の対応箇所
11	創作非容易性要件について	1	最三判昭和49年3月19日 (昭和45年(行ツ)45号) 「可撓性伸縮ホース」	第III部第2章第2節
		2	最二判昭和50年2月28日 (昭和48年(行ツ)82号) 「帽子」	
12	判断主体について	1	知財高判平成21年8月27日 (平成21年(行ケ)第10032号) 「弾性ダンパー」	第III部第2章第2節2.
		2	知財高判平成30年2月12日 (平成29年(行ケ)第10188号) 「アクセサリーケース型カメラ」	
		3	知財高判平成17年8月25日 (平成17年(行ケ)第10392号) 「道路用防獣さく」	
13	判断の基礎となる資料について	1	知財高判平成27年7月16日 (平成27年(行ケ)第10047号) 「マイクロニードルパッチ」	第III部第2章第2節4. 1
		2	東京高判平成15年3月26日 (平成14年(行ケ)第613号) 「織物地」	
		3	東京高判平成13年12月4日 (平成13年(行ケ)第193号) 「温熱サポートー」	
14-1	ありふれた手法（置き換え）について	1	知財高判平成28年11月10日 (平成28年(行ケ)第10108号) 「包装用容器」	第III部第2章第2節4. 2. 1
		2	知財高判平成26年3月27日 (平成25年(行ケ)第10305号) 「使い捨てカイロ」	
14-2	ありふれた手法（寄せ集め）について	1	知財高判平成27年7月16日 (平成27(行ケ)第10047号) 「マイクロニードルパッチ」	第III部第2章第2節4. 2. 1
		2	東京高判平成16年4月22日 (平成15年(行ケ)第538号) 「フェンス」	

付属書 A 「意匠審査基準」に関する参考審判決例集

		3	知財高判平成24年7月4日 (平成24年(行ケ)第10026号, 同第10027号, 同第10028号, 同第10029号, 同第10030号, 同第10031号, 同第10032号, 同第10033号) 「側部観察窓付き容器」	
14-3	ありふれた手法（構成比率の変更・連続する単位の数の増減）について	1	知財高判平成23年12月15日 (平成23(行ケ)第10239号) 「印刷用はくり紙」	
14-4	ありふれた手法（物品等の枠を超えた構成の利用・転用）について	1	知財高判平成26年3月27日 (平成25年(行ケ)第10315号) 「シール」	
14-5	ありふれた手法（その他）について	1	知財高判平成25年11月14日 (平成25年(行ケ)第10160号) 「包装容器」	
		2	知財高判平成28年11月10日 (平成28年(行ケ)第10108号) 「包装用容器」	
15-1	軽微な改変（角部及び縁部の単純な隅丸化又は面取り）について	1	知財高判平成30年5月30日 (平成30年(行ケ)第10009号) 「中空鋼管材におけるボルト被套具」	
		2	大阪高判平成22年5月21日 (平成21年(ネ)第2465号) 「鉄筋用スペーサー」	
15-2	軽微な改変（模様等の単純な削除）について	1	東京高判平成14年11月27日 (平成14年(行ケ)第307号) 「包装用容器」	
15-3	軽微な改変（色彩の単純な変更、区画ごとの単純な彩色、要求機能に基づく標準的な彩色）について	1	大阪高判平成22年1月27日 (平成21年(行ケ)第10209号) 「貼り薬」	第III部第2章第2節4. 2. 2
15-4	軽微な改変（素材の単純な変更によって生じる形状等の変更）について	1	大阪高判平成22年5月21日 (平成21年(ネ)第2465号) 「鉄筋用スペーサー」	
15-5	軽微な改変（その他）について	1	知財高判平成28年11月7日 (平成28年(行ケ)第10054号) 「手摺」	
		2	知財高判平成28年11月22日 (平成28(行ケ)10138号) 「ブラインド用スラット」	

		3	知財高判平成23年12月15日 (平成23年(行ケ)第10239号) 「印刷用はくり紙」	
		4	知財高判平成26年3月27日 (平成25年(行ケ)第10305号) 「使い捨てカイロ」	
		5	知財高判平成30年2月12日 (平成29年(行ケ)第10188号) 「アクセサリーケース型カメラ」	
		6	知財高判平成24年7月4日 (平成24年(行ケ)第10026号, 同第 10027号, 同第10028号, 同第10029 号, 同第10030号, 同第10031号, 同 第10032号, 同第10033号) 「側部観察窓付き容器」	
16	当業者の立場から見た意匠の着想の新しさや独創性について	1	最三判昭和49年3月19日 (昭和45年(行ツ)45号) 「可撓性伸縮ホース」	第III部第2章第2節4.3
		2	知財高判平成19年12月26日 (平成19年(行ケ)第10209号、同第 10210号) 「包装用容器」	
		3	知財高判平成20年8月28日 (平成20年(行ケ)第10069号) 「研磨パッド」	
		4	知財高判平成27年7月9日 (平成27年(行ケ)第10004号) 「遊戯用器具の表示器」	
		5	知財高判平成30年2月26日 (平成29年(行ケ)第10181号) 「箸の持ち方矯正具」	
		6	知財高判平成30年2月12日 (平成29年(行ケ)第10188号) 「アクセサリーケース型カメラ」	

【11】-1

意匠審査基準の該当箇所	第III部第2章第2節
参考審判決例分類	11 創作非容易性要件について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	最三判昭和49年3月19日（昭和45年(行ツ)45号） 「可撓性伸縮ホース」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_ip/026/052026_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋（下線は本付属書の作成にあたり付加したもの）

「思うに、意匠は物品と一体をなすものであるから、登録出願前に日本国内若しくは外国において公然知られた意匠又は登録出願前に日本国内若しくは外国において頒布された刊行物に記載された意匠と同一又は類似の意匠であることを理由として、法三条一項により登録を拒絶するためには、まずその意匠にかかる物品が同一又は類似であることを必要とし、更に、意匠自体においても同一又は類似と認められるものでなければならない。しかし、同条二項は、その規定から明らかなるとおり、同条一項が具体的な物品と結びついたものとしての意匠の同一又は類似を問題とするのとは観点を異にし、物品との関係を離れた抽象的なモチーフとして日本国内において広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合を基準として、それから当業者が容易に創作することができた意匠でないことを登録要件としたものであり、そのモチーフの結びつく物品の異同類否はなんら問題とされていない。このことを同条一項三号と同条二項との関係について更にふえんすれば、同条一項三号は、意匠権の効力が、登録意匠に類似する意匠すなわち登録意匠にかかる物品と同一又は類似の物品につき一般需要者に対して登録意匠と類似の美感を生ぜしめる意匠にも、及ぶものとされている（法二三条）ところから、右のような物品の意匠について一般需要者の立場からみた美感の類否を問題とするのに対し、三条二項は、物品の同一又は類似という制限をはずし、社会的に広く知られたモチーフを基準として、当業者の立場からみた意匠の着想の新しさないし独創性を問題とするものであつて、両者は考え方の基礎を異にする規定であると解される。したがつて、同一又は類似の物品に関する意匠相互間においても、その意匠的効果の類否による同条一項三号の類似性の判断と、その一方の意匠の形状、模様、色彩等に基づいて当業者が容易に他方の意匠を創作することができたかどうかという同条二項の創作容易性の判断とは必ずしも一致するものではなく、類似意匠であつて、しかも同条二項の創作が容易な意匠にも当たると認められる場合があると同時に、意匠的効果が異なるため類似意匠とはいえないが、同条二項の創作容易性は認められるという場合もありうべく、ただ、前者の場合には、同条二項かつこ書により同条一項三号の規定のみを適用して登録を拒絶すれば足りるものとされているのである。

もつとも、法四九条三号は、「意匠登録出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が前二号に掲げる意匠（登録出願前に外国において公然知られた意匠及び

登録出願前に外国において頒布された刊行物に記載された意匠)に基いて容易に意匠の創作をすることができた場合における意匠」について、その登録無効審判の請求期間を制限しており、これに対応する登録無効事由を定めた実体規定を強いてあげるとすれば、三条一項三号においてほかにはないが、このことから直ちに、同条一項三号に定める「類似」の意味を創作の容易と同義に解し、同条一項三号は、同条一項一号及び二号に掲げる意匠に基づき当業者が容易に創作することができた意匠について登録拒絶を定めたものであると解することは、上記の説示に照らし相当でない。

してみると、右と異なり、同一又は類似の物品の意匠については同条二項を適用する余地がないとした原審の判断には、同条の解釈を誤った違法があるというべきである。」

【11】-2

意匠審査基準の該当箇所	第III部第2章第2節
参考審判決例分類	11 創作非容易性要件について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	最二判昭和50年2月28日 (昭和48年(行ツ)82号) 「帽子」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/275/034275_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋 (下線は本付属書の作成にあたり付加したもの)

「思うに、意匠法（以下「法」という）三条一項三号は、同項一、二号に掲げる意匠（公知意匠）と類似の意匠でないことを登録要件としたものであつて、そこでは、同一又は類似の物品の意匠間において、一般需要者の立場からみた美感の類否が問題となるのである。これに対し、同条二項は、物品との関係を離れた抽象的なモチーフとして日本国内において広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合（周知のモチーフ）を基準として、それから当業者が容易に創作することができる意匠でないことを登録要件としたものであつて、そこでは、物品の同一又は類似という制限をはずし、右の周知のモチーフを基準として、当業者の立場からみた意匠の着想の新しさないし独創性が問題となるのである。それゆえ、同条一項三号の類似と同条二項の創作の容易とは、その考え方の基礎を異にするものであつて、同条一項三号の類似の意味を創作の容易と同義に解し、同条一項三号は、同条一項一、二号に掲げる意匠に基づき容易に創作できた意匠につき登録拒絶を定めたものである旨の原審の判断は誤りであるといわなくてはならない（最高裁昭和四五年（行ツ）第四五号同四九年三月一九日第三小法廷判決・民集二八巻二号三〇八頁参照）。」

【12】-1

意匠審査基準の該当箇所	第III部第2章第2節2.
参考審判決例分類	12 判断主体について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	知財高判平成21年8月27日 (平成21年(行ケ)第10032号) 「弾性ダンパー」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/926/037926_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋 (下線は本付属書の作成にあたり付加したもの)

「原告は、乙1～3文献に記載された各意匠に「素材が異なる段差」が存在したとしても、乙1～3文献にかかる製品（プラスチックナット）と本願意匠の対象物品である弾性ダンパーとではその製造、販売に従事する当業者が異なり、弾性ダンパーに係る当業者の間で「素材の異なる段差」が広く知られていたとは認められないから、本願意匠を創作することは容易ではないと主張する。

しかし、乙1～3文献は、対象物品が弾性ダンパー（防振装置）でない点で本願意匠と異なるものの、前記4のとおり、取付器具ないし連結器具を対象物品としており、乙1～3文献に記載された意匠も本願意匠も他の物品に取付けないし連結した上で使用される点で共通している。また、本願意匠及び乙1～3文献のいずれもダンパー、ナット及びつまみ等の本体に金属製雌ねじをやや凹陥させた状態で埋め込まれたものであり、いずれも汎用部材である金属製雌ねじを用いる点、金属製雌ねじと本体とを一体成型するための技術を要する点で共通する。そして、乙4文献に「素材の異なる段差」が認められるることは前記4(1)のとおりであり（段差上面及び段差側面はゴムからなり、段差底面は固定用ナットを構成する素材で構成されている）、乙4文献は「防振装置」に関するものであって本願意匠と同一物品を対象としている。このように、本願意匠と乙1～3文献に記載された意匠は、対象物品の使用方法、対象物品を構成する部材、対象物品を成型するために必要な技術等で共通点がある上、「素材の異なる段差」が本願意匠と同一の分野でもみられる意匠であることからすると、「素材の異なる段差」は弾性ダンパーの属する分野の当業者（その意匠の属する分野における通常の知識を有する者）にも当然知っていたと認めるのが相当であり、原告の上記主張は採用することができない。」

【12】-2

意匠審査基準の該当箇所	第III部第2章第2節2.
参考審判決例分類	12 判断主体について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	知財高判平成30年2月12日 (平成29年(行ケ)第10188号) 「アクセサリーケース型カメラ」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/564/087564_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋 (下線は本付属書の作成にあたり付加したもの)

「本願意匠の「アクセサリーケース型カメラ」は、アクセサリーケースとしての用途と機能を有し、併せて相手に分からないように撮影し、録画するという隠しカメラとしての用途と機能を有するものである。アクセサリーケースに隠しカメラを設置する場合、多種多様な隠しカメラの撮像部の配置を参考にして、適切な設置場所を決定すると考えられるから、本願意匠に係る当業者は、アクセサリーケースの分野における通常の知識と、隠しカメラの分野における通常の知識を併せて有する者である。」

【12】-3

意匠審査基準の該当箇所	第III部第2章第2節2.
参考審判決例分類	12 判断主体について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	知財高判平成17年8月25日 (平成17年(行ケ)第10392号) 「道路用防獣さく」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/433/009433_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋 (下線は本付属書の作成にあたり付加したもの)

「検討するに、前記甲1の図3に示されたフェンスの形態が本件登録意匠の出願前において公知であったことは、原告らも認めている。その形状は、上記(1)に記載のとおりである。これと同様の形態の防獣フェンス(甲11の図2)が本件登録意匠の出願前において存在したことでも原告らが認めるところである。そうすると、本件登録意匠の属する分野における通常の知識を有する者(当業者)は、本件登録意匠の出願時において、甲1の図3や甲11の図2のフェンスの形態を見るならば、突出した自由端部分が地中に埋設されるものであり、これによって地面を掘ることのできる動物がフェンス内へ侵入できないようにしてあるものと理解することができるものというべきである(なお、甲1(公開特許公報)の発明の詳細な説明欄には、「下部突出部13が設けられており、下方に所要の長さ突出している」(段落【0020】)、「下部突出部13を地中に埋設して施工してあり、これにより地面を掘ることのできる動物であってもフェンス内へ侵入できないようにしてある」(段落【0025】)と記載されており、甲11(登録実用新案公報)にも同旨の記載がされていることなどからしても、当業者は、上記のように理解するのが通常であると認められる。)。

そうすると、当業者にとっては、地面を掘ることのできる動物の種類や習性等を考慮して、そのフェンス内への侵入をより確実に阻止するために、自由端部分の長さを適宜延長した形態とし、その場合に、補強や保形の必要性や、小禽獣の侵入防止目的により横線材の間隔を詰めることなども考慮して、下方突出部(突出した自由端部分)に横線材を適宜増設して、本件登録意匠のようにすることは、当然に考えつくことであると認められる。」

【13】-1

意匠審査基準の該当箇所	第III部第2章第2節4.1
参考審判決例分類	13 判断の基礎となる資料について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	知財高判平成27年7月16日 (平成27年(行ケ)第10047号) 「マイクロニードルパッチ」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/230/085230_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋 (下線は本付属書の作成にあたり付加したもの)

「粘着剤シートの粘着部について、ほうれい線の形状に合わせて鼻翼や口元に近い部分は幅を狭くし、粘着力を補うため左右部分と遠い部分は幅広くする」というモチーフは、記載も示唆もされていないから、本願意匠は、引用意匠をもとに容易に創作できたものではない旨主張する。

しかしながら、意匠法3条2項は、物品との関係を離れた抽象的なモチーフとして日本国内において広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合を基準として、それから当業者が容易に創作することができる意匠でないことを登録要件としたものであって、そこでは、物品の同一又は類似という制限をはずし、社会的に広く知られたモチーフを基準として、当業者の立場から見た意匠の着想の新しさないし独創性を問題とするものであるから、本願意匠の創作容易性の判断資料は、本願意匠に係る物品である「マイクロニードルパッチ」と同一又は類似の物品に係るものに限られず、「ほうれい線」対策という特定の使用部位に関する物品に係るものにも限られない。

また、そもそも、本願意匠に係る物品は、薬剤又は化粧剤を経皮吸収させる「マイクロニードルパッチ」であり、その使用部位は顔面の特定の部位に限られないものであるから、「ほうれい線」対策という特定の使用部位に関するモチーフをもって本願意匠の創作容易性を判断しなければならないものでもない。

【13】-2

意匠審査基準の該当箇所	第III部第2章第2節4.1
参考審判決例分類	13 判断の基礎となる資料について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	東京高判平成15年3月26日 (平成14年(行ケ)第613号) 「織物地」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail7?id=11212

2. 審判決一部抜粋 (下線は本付属書の作成にあたり付加したもの)

「(1) 原告は、本件態様(イ)につき、織物地の模様として見受けられるものではないと主張するところ、確かに、一件記録を精査しても、織物地そのものの模様として本件態様(イ)やこれに類似するものが存在していると認めるに足りる証拠は存在しない。

(2) しかしながら、本件審決は、その文意に照らせば、本件態様(イ)について、織物地そのものの模様としては、余り見受けられないとしつつ、織物地の分野においては、ごくありふれた手法であることから、このような周知の方法を、織物地そのものに用いることも、当業者であれば容易になし得る変更にすぎないと判断しているものと理解すべきものであり、本件態様(イ)について、織物地そのものの模様として、ある程度は存在していると認定しているなどと理解すべきものではない。

(3) そうすると、たとえ、織物地そのものの模様として本件態様(イ)やこれに類似するものが存在していると認めるに足りる証拠が存在しないとしても、このことをもって、直ちに、本件審決の結論に影響を及ぼすべき瑕疵があるということはできないのであり、この点において、原告の主張は、失当というべきである。

(4) かえって、証拠(乙1から4)によれば、織物地にしつけを行う場合に、しつけ糸を織物地の表面に露出させることは、ごく一般的に行われている手法であり、また、織物地の加工品である上着の襟際、ポケット、裾等を強調するために、布地表面に撚糸を露出させることは、実際のデザイン例として存在するところであり、特に目新しいという類の手法ではなく、さらに、織物地の表面に糸を露出させる場合に、一本の糸を模様通りに置き、その上から別糸で同一間隔に刺して、しっかりとめることは、コーチングステッチという名称で、ごく一般的に行われているステッチの手法であることが認められるから、本件態様(イ)は、織物地を取り扱う分野においては、ごくありふれた手法ということができる。なお、実際のデザイン例として、布地表面に撚糸を露出させることが余り見受けられないことについては、被告も否定しないところであるが、このようなデザインとした場合に、露出した撚糸が引っ掛かり易く、取扱いの点において不便が生ずることは明らかといふべきであるから、上記のとおり、実際のデザイン例として、布地表面に撚糸を露出させることが余り見受けられないとしても、それは、上記のような実用面での不便性に寄与するところが多いと強く推認されるというべきである。

また、一件記録を精査しても、織物地の意匠を構成するにあたって、本件態様(イ)の適用を妨げるような事情は認められないところ、意匠の構成にあたって、近接分野における周知意匠の適用を試みることは、当業者であれば、当然になし得べき事項というべきである。」

【13】-3

意匠審査基準の該当箇所	第III部第2章第2節4.1
参考審判決例分類	13 判断の基礎となる資料について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	東京高判平成13年12月4日 (平成13年(行ケ)第193号) 「温熱サポーター」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/150/012150_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋

「原告は、スポーツ用のサポーターと本件登録意匠に係る物品である「温熱サポーター」(医療用)とは用途及び機能が異なるものであるから、審決の「本件は、靴下(サポーター)を医療目的に供することがごく普通に行われる業界において、周知の靴下(サポーター)の形状に温熱効果を附加して医療目的に転用したものである。」旨の認定は誤りであると主張する。しかしながら、本件登録意匠は、意匠に係る物品を「温熱サポーター」とし、意匠の形態を本件意匠公報(甲第2号証)の図面(図面代用写真)に示したとおりとしたものであって、同公報の図面からは、本件登録意匠が「医療用」のサポーターであることに由来する特別な形態を有するものとは認められず、サポーターが、スポーツ用・医療用の別を問わず、その形態及び機能において基本的に共通するものであることをも考慮すると、サポーターにおいて周知の形状と認められる「つま先部をカットした靴下状の形状」のものに温熱効果を附加して「温熱サポーター」とすることは、当業者が極めて容易になし得ることと認められる。してみると、本件登録意匠は、周知の形状に基づいて当業者が容易に創作し得た意匠と評価せざるを得ず、原告の主張は理由がない。」

(平成10年改正法適用前の出願に係る判決)

【14-1】-1

意匠審査基準の該当箇所	第III部第2章第2節4.2.1
参考審判決例分類	14-1 ありふれた手法（置き換え）について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	知財高判平成28年11月10日（平成28年（行ケ）第10108号） 「包装用容器」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/258/086258_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋（下線は本付属書の作成にあたり付加したもの）

「本願意匠に係る物品は「包装用容器」であり、より具体的には洗剤等を入れて使用する包装用容器である（甲1【意匠に係る物品の説明】）ところ、この種の物品の分野において、その容器に入る洗剤等の使用の目的や用途、使用方法、包装用容器そのものの使用状態等様々な事情を考慮して、当該容器の形態を創作することは当然行われていることであると推察されるところ、その際、必要に応じて容器本体部やキャップ部、注出口部等につき公知の形態を組み合わせ、また、他の公知の形態に置き換える、あるいは、こうして組合せ、置換等をした結果に、通常思い付く程度の調整を加える等の変更が当業者にとってありふれた手法であることも、明らかといってよい。

この手法によれば、引用意匠1の容器本体部に引用意匠2の注出口付きキャップ部を組み合わせるとともに、その注出口部を引用意匠3の注出口部に置き換える、かつ、ごく普通に知られている手法によって容器本体部の下端から肩部の少し入ったところまでをフィルムで密着するように覆った結果に、通常思い付く程度の調整を加えることにより、本願意匠を創作することができる。また、このような組合せや置換の障害となるべき事情も格別うかがわれない。

ウ したがって、本願意匠は、本願の前に当業者が公然知られた形態に基づき容易に創作することができた意匠であるといってよい。すなわち、本願意匠は法3条2項に該当するから、意匠登録を受けることができない。

エ これに対し、原告は、本願意匠と各引用意匠ではデザインコンセプトもその外観によてもたらされる美感も明確に異なり、引用意匠1を基に本願意匠を創作しようとする動機付けや本願意匠のような美感に至るコンセプトは生じ得ないと指摘して、引用意匠1を基に本願意匠を容易に創作し得たとは認められない旨主張する。

そもそも、本件審決は、引用意匠1ないし3については包装用瓶の意匠の特定の部分の各形状につき、引用意匠4ないし6については容器本体部をフィルムで覆う形状につき公知の形態であることを示すものとして引用しており、本願意匠と各引用意匠とではデザインコンセプトや美感が相違することはむしろ当然であるが、そのことは直ちに各引用意匠を

組み合わせる動機付けの欠如を意味するものではない。

また、本願意匠と各引用意匠を組み合わせてなる意匠（例えば仮想意匠）との間に原告主張のとおり全体的なデザインコンセプトや美感の相違があるとしても、本願意匠は、容器本体部、注出口付きキャップ部、注出口部の各形状等個別の構成要素として各引用意匠に係る形状を選択し、その結合に当たって通常思い付く程度の調整を加えることにより容易に創作し得るものというべきであって、意匠登録を認めるに足りる程度の創意工夫が施されているとはいえない。

【14-1】-2

意匠審査基準の該当箇所	第III部第2章第2節4.2.1
参考審判決例分類	14-1 ありふれた手法（置き換え）について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	知財高判平成26年3月27日（平成25年（行ケ）第10305号） 「使い捨てカイロ」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/080/084080_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋（下線は本付属書の作成にあたり付加したもの）

「イ また、甲23公報の切り込み線は直線であるが、これを直線とする必然性はなく、
発熱袋（カイロ）において、切り込み線を直線以外の曲線等とすること（形態4。ただし、
曲線の形状について、波線状との例示はない。）、及び甲25公報の貼付薬のように、剥離
紙の切り込み線を波線状とし、当該波線を左右対称に設けること（形態5）は、いずれも
公知の形態であること、しかもこの波線形状は極めてありふれた形状であることからする
と、甲23公報の切り込み線を、直線ではなく、甲25公報のような波線形状とすること
も、容易に創作することができたものといえる。」

【14-2】 -1

意匠審査基準の該当箇所	第III部第2章第2節4.2.1
参考審判決例分類	14-2 ありふれた手法（寄せ集め）について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	知財高判平成27年7月16日 （平成27(行ケ)第10047号） 「マイクロニードルパッチ」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/230/085230_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋（下線は本付属書の作成にあたり付加したもの）

「これら公知の形態は、いずれも、顔面の美容成分や薬剤を浸透させたい箇所に貼付するパック用シート（貼付剤）についてのものであるから、本願意匠に係る物品の属する理美容用品であるパック用シートの分野の当業者において、これら公知の形態を組み合わせることは容易であると認められる。」

【14-2】-2

意匠審査基準の該当箇所	第III部第2章第2節4.2.1
参考審判決例分類	14-2 ありふれた手法（寄せ集め）について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	東京高判平成16年4月22日（平成15年（行ケ）第538号） 「フェンス」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/380/010380_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋（下線は本付属書の作成にあたり付加したもの）

「(1) 原告は、本件審決が、「意匠法第3条第2項には、構成要素の数についての規定は無く、本願意匠を、三つの要素に分解して創作性を判断した点に誤りはない。」（3頁）と判断したことについて、構成要素の分解が認められるのは、それを認めるべき「特殊な事情」が「客観的事実」として存在する場合のみであり、その場合であっても、意匠審査基準に示されるように、物理的に2つのものを組み合わせたものまでが創作容易と判断しうる限度であり、3つ以上の構成要素を組合せた意匠は、当業者にとってありふれた手法により寄せ集めたものとは認められない事例であって、創作容易とすることはできないと主張する。

ところで、意匠は、物品の美的外観であり、当該物品に関する様々な形状、模様又は色彩の中から、当該物品の用途・機能・性質等を考慮した上で、適切な構成要素を適宜選択し、これらの複数の構成要素を組み合わせて1つの形態を創作するのが通常といえる。そして、複数の構成要素からなる意匠について、それぞれの構成要素が、当該物品分野において公然と知られており、また、これらを組み合わせることが当業者において容易に想到し得る場合は、構成要素が複数であるからといって当業者が当該意匠を創作することに何らの困難性も認められないから、その意匠は、容易に創作できる意匠であるといわなければならない。

したがって、物理的に2つのものを組み合わせたものまでが創作容易と判断し得る限度であるとする原告の主張は、合理的な根拠を欠く独自の見解であり、原告が指摘する意匠審査基準の事例も、3つの構成要素からなる意匠が創作容易と判断されることを否定するものとは認められないから、この点に関する原告の主張も採用することはできない。」

【14-2】-3

意匠審査基準の該当箇所	第III部第2章第2節4.2.1
参考審判決例分類	14-2 ありふれた手法（寄せ集め）について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	知財高判平成24年7月4日 (平成24年(行ケ)第10026号, 同第10027号, 同第10028号, 同第10029号, 同第10030号, 同第10031号, 同第10032号, 同第10033号) 「側部観察窓付き容器」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/431/082431_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋（下線は本付属書の作成にあたり付加したもの）

「ア 本願第1意匠について

(ア) 引用意匠1の形態について

引用例1（甲1-11）によると、引用意匠1は、包装用噴霧器に係る意匠であるところ、蓋を取り外した状態において、本願第1意匠と同様に、約3分の2の上部が先細り状の注ぎ口を含む注ぎ口で、約3分の1の下部が容器本体となっており、容器本体は、横長楕円柱状の形態を有するものである。

(イ) 本願第1意匠と引用意匠1との対比について

本願第1意匠と引用意匠1とを対比すると、両意匠は、「容器本体は、横長楕円柱状の形態を有する」点において一致し、本願第1意匠が、「横長楕円形状の容器本体の正面中央に、透明な観察窓を上下に長く設け、観察窓の上端が容器の肩部縁に当たるようにし、かつ、観察窓の下端においても直角とし、観察窓を縦長の長方形状にした」構成を有するが、引用意匠1は当該構成を有しない点において、差異が認められる（以下「本件第1差異点」という。）。

この点について、原告は、本願第1意匠と引用意匠1とは、少なくとも、注ぎ口部と容器胴体部とが、段差部及び直角肩部の存在によって明確な境界により区別されているか否かについても異なるなどと主張するが、本願第1意匠について、段差部が存在することをその構成として認定することができないことは、前記の通りであって、原告の主張はその前提自体が誤りである。

(ウ) 本件第1差異点について

a 引用例2（甲1-10）によると、引用意匠2は、容器本体の周面において、垂直に細長い観察窓を設けた構成を有するものと認められる。

b 周知例1ないし3（甲1-12～14）によると、周知意匠1ないし3-1は、容器本体の周面において、上下端に余地を残した長さの垂直に細長い観察窓を設けた構成を有するものであって、周知意匠3-2は、銚子状の容器の周面において、上下端に余地を残

さず、垂直に細長い観察窓を設けた構成を有するものと認められる。
そうすると、容器本体の周面において、内容物の観察のために、垂直に細長い観察窓を設けた構成は、本願優先日前から普通に見られる、ありふれた態様であるということができる。

c したがって、引用意匠1の容器本体の周面に、前記ありふれた態様である内容物観察のための垂直に細長い観察窓を設けることは、当業者が容易に創作することができるものというほかない。

そして、観察窓の上端及び下端を容器の上端及び下端と一致させるか否かは、容器の形状については異なるものの、引用意匠2及び周知意匠3-2においても見られるところであって、同一の分野において適宜普通に行われているものということができる。観察窓の端部を直角形状とすることについても、同様である。

以上からすると、本件第1差異点の構成は、当業者が、引用意匠2及び周知意匠1ないし3に基づいて、容易に創作し得るものというべきである。

【14-3】 -1

意匠審査基準の該当箇所	第III部第2章第2節4.2.1
参考審判決例分類	14-3 ありふれた手法（構成比率の変更・連続する単位の数の増減）について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	知財高判平成23年12月15日（平成23(行ケ)第10239号） 「印刷用はくり紙」
出典	裁判所ウェブサイト https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/868/081868_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋（下線は本付属書の作成にあたり付加したもの）

「ア 帯状印刷部の段数及び構成について上記のとおり、引用意匠は、4段の帯状印刷部を設け、それぞれの帯状印刷部に5つの横長隅丸矩形状が配されているのに対し、本願意匠は、3段の帯状印刷部を設け、それぞれの帯状印刷部に3つの横長隅丸矩形状が配されている。」

本願意匠出願前に、さまざまな段数の帯状印刷部を設け、それぞれの帯状印刷部にさまざまな個数の横長矩形状が配されている印刷用台紙が存在し（乙1）、3段の帯状印刷部を設け、それぞれの帯状印刷部に3つの横長隅丸矩形状が配されているプリントシートの様様があつたこと（甲2）に照らせば、公知の引用意匠の上記構成から、本願意匠の上記構成を創作することに、着想の新しさないし独創性を見出すことはできず、当業者が容易に創作することができたものといわざるを得ない。

イ 横長隅丸矩形状について

上記のとおり、引用意匠は、帯状印刷部の輪郭が実線で囲まれ、1段目と3段目の最右のものには中央に細帯状の表紙用の背当て部が設けられており、それ以外は、いずれも隣接する横長隅丸矩形状との間及び中央に縦方向にミシン目を設けたものであるのに対し、本願意匠の横長隅丸矩形状は、実線で囲まれ、いずれもその中央に縦方向にミシン目を設けたものである。

本願意匠の実線とミシン目は、いずれも蛇腹状に折り曲げるための線であるところ（別紙第1「意匠に係る物品の説明」），実線とミシン目が折り方を区別する常套手段であることは、原告が自認するところである。そして、印刷用紙の分野においては、折り畳みのための山折りと谷折りを区別するために、その指示線を区別して表すことは、本願意匠の出願前から写真用アルバム作成用の印刷用紙として既に行われていることであつて（乙5），ミシン目を実線にすることは、当業者にとって、容易に創作することができる事項であり、また、背当て部を設けた引用意匠からそれをなくした本願意匠に想到し創作することにも、格別の困難は見当たらない。

ウ 小括

そうすると、横長長方形状の台紙の表面に、4段の横長帯状の帶状印刷部を設け、それぞれの帶状印刷部に3つの横長隅丸矩形状が配され、帶状印刷部の輪郭が実線で囲まれ、1段目と3段目の最右の横長隅丸矩形状には中央に細帯状の表紙用の背当て部が設けられており、それ以外は、いずれも隣接する横長隅丸矩形状との間及び中央に縦方向にミシン目を設けた公知の意匠から、3段の帶状印刷部を設け、それぞれの帶状印刷部に3つの横長隅丸矩形状が配され、いずれもその中央に縦方向にミシン目を設けた本願意匠を創作することは、いわばその一部を取り取ってミシン目の一部を実線に変更する程度のものであり、その意匠の全体から見ても、本願意匠出願時の当業者の立場からみて意匠の着想の新しさないし独創性があるとはいえず、容易に創作することができたものというべきである。」

【14-4】 -1

意匠審査基準の該当箇所	第III部第2章第2節4.2.1
参考審判決例分類	14-4 ありふれた手法（物品等の枠を超えた構成の利用・転用）について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	知財高判平成26年3月27日（平成25年（行ケ）第10315号） 「シール」
出典	裁判所ウェブサイト https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/070/084070_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋（下線は本付属書の作成にあたり付加したもの）

「本願意匠は、略横長長方形のシールの正面左側の略正方形の枠の中に、上下を反対にした数字の「7」を2つ、欧文字の「Z」と見えるように並べ、そのほぼ真ん中に「∞」の記号を配置した模様からなる部分意匠である。本願意匠の略正方形の枠の中の模様は、引用商標からなる模様と実質的に同一であり、当業者が引用商標からなる模様に基づいて本願意匠を創作することは容易であると認められる。」

【14-5】 -1

意匠審査基準の該当箇所	第III部第2章第2節4.2.1
参考審判決例分類	14-5 ありふれた手法（その他）について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	知財高判平成25年11月14日 （平成25年(行ケ)第10160号） 「包装容器」
出典	裁判所ウェブサイト https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/734/083734_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋（下線は本付属書の作成にあたり付加したもの）

「原告は、本願意匠及び引用意匠2は、枕状から形成する包装システムの容器に関する意匠であり、当該包装システムの容器では引用意匠1の「容器下側のパネルを底に折り曲げる態様」を採用することはできないのに対し、引用意匠1は、プランクから形成する包装システムの容器に関する意匠であり、当該包装システムの容器では、生産技術の観点から「容器下側のパネルを底に折り曲げる態様」を採用せざるを得ないのみならず、上下対称にすることはできないから、本件審決は、物品の形状を創作する場合に考慮すべき当該物品の生産技術を無視したものであるなどと主張する。

しかしながら、本願意匠の創作非容易性の判断は、引用意匠1及び2に基づいて当業者が容易に創作することができたか否かの観点から決せられるべきであって、生産技術が異なることをもって、直ちに当該形態が容易に創作することができないと判断することは相当ではない。本願意匠及び引用意匠2において、容器下側のパネルを底に折り曲げる態様を採用することが技術的に不可能であるとしても、そのことをもって、引用意匠1において、引用意匠2のフィン及びフラップの上下対称の形態を採用することについて、格別の技術的な障害を認めることはできない。」

【14-5】-2

意匠審査基準の該当箇所	第III部第2章第2節4.2.1
参考審判決例分類	14-5 ありふれた手法（その他）について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	知財高判平成28年11月10日 （平成28年（行ケ）第10108号） 「包装用容器」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/258/086258_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋（下線は本付属書の作成にあたり付加したもの）

「この種の物品の分野において、その容器に入る洗剤等の使用の目的や用途、使用方法、包装用容器そのものの使用状態等様々な事情を考慮して、当該容器の形態を創作することは当然行われていることであると推察されるところ、その際、必要に応じて容器本体部やキャップ部、注出口部等につき公知の形態を組み合わせ、また、他の公知の形態に置き換える、あるいは、こうして組合せ、置換等をした結果に、通常思い付く程度の調整を加える等の変更が当業者にとってありふれた手法であることも、明らかといってよい。」

この手法によれば、引用意匠1の容器本体部に引用意匠2の注出口付きキャップ部を組み合わせるとともに、その注出口部を引用意匠3の注出口部に置き換える、かつ、ごく普通に知られている手法によって容器本体部の下端から肩部の少し入ったところまでをフィルムで密着するように覆った結果に、通常思い付く程度の調整を加えることにより、本願意匠を創作することができる。また、このような組合せや置換の障害となるべき事情も格別うかがわれない。

本願意匠と各引用意匠を組み合わせてなる意匠（例えば仮想意匠）との間に原告主張のとおり全体的なデザインコンセプトや美感の相違があるとしても、本願意匠は、容器本体部、注出口付きキャップ部、注出口部の各形状等個別の構成要素として各引用意匠に係る形状を選択し、その結合に当たって通常思い付く程度の調整を加えることにより容易に創作し得るものというべきであって、意匠登録を認めるに足りる程度の創意工夫が施されているとはいえない。」

【15-1】 -1

意匠審査基準の該当箇所	第III部第2章第2節4.2.2
参考審判決例分類	15-1 軽微な改変（角部及び縁部の単純な隅丸化又は面取り）について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	知財高判平成30年5月30日（平成30年(行ケ)第10009号） 「中空鋼管材におけるボルト被套具」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/786/087786_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋（下線は本付属書の作成にあたり付加したもの）

「本願意匠は、意匠に係る物品を「中空鋼管材におけるボルト被套具」とし、その形状は、正面視をハット状、平面視を縦長長方形の板状としたものである。

引用意匠1は、建築構成材や建築構造材に固定される横長長方形板状の支持具の表面に現れるボルトの頭部を、支持具全体を被覆して保護するボルトカバーに係る意匠であり、横長長方形板の左側端部を内側にコ字状に屈曲させ、右側端部をL字状に屈曲させた形状のものである（甲1）。

引用意匠2は、建築用の支持材に係る意匠であり、全体形状を、長手方向に垂直な断面をハット状に形成した板状の長尺材としたものである（甲2）。

引用例1によれば、引用意匠1のボルトカバー（7）は、固定板（1）の係止リブ（8a）（8b）に形合するように、その端部の形状が形成されているものであり、端部の形状は、ボルトカバーを取り付ける箇所等に応じて、当業者が任意に選択できるものと解される。また、ボルトカバーの幅や長さも、当業者が適宜選択できるものである。そうすると、建築部材の分野における当業者であれば、引用意匠1のボルトカバーに、引用意匠2の形状を適用して、ボルトカバーの端部の形状を変更するとともに、その幅及び長さを変更して、正面視をハット状、平面視を縦長長方形の板状とすることは、容易になし得ることであるから、本願意匠は、当業者が、引用意匠1に、引用意匠2を適用して、容易に創作することができたものと認められる。」

【15-1】-2

意匠審査基準の該当箇所	第III部第2章第2節4.2.2
参考審判決例分類	15-1 軽微な改変（角部及び縁部の単純な隅丸化又は面取り）について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	大阪高判平成22年5月21日（平成21年（ネ）第2465号） 「鉄筋用スペーサー」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/308/080308_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋

「控訴人は、本件登録意匠1と引用意匠3とは、その角隅部の形状が、平坦面が形成されているか否かという点で異なっており、これは看者に与える全体的な印象が、丸味を帯びた滑らかなものか荒削りでいかついものかという相違となって表れ、コンクリート打ちっ放し工法を用いる場合にはコンクリート壁面に表れる形状が異なることから、角隅部の形状の意匠的意義は大きく、両意匠の美感は相違しており、容易創作性の判断に影響を及ぼすと主張する。

しかし、コンクリート打ちっ放し工法を用いる場合の、両意匠を用いたスペーサーのコンクリート壁面に表れる形状については、これを認めるに足りない。引用意匠3の角隅部に平坦な部分が存在するとはいっても、わずかにすぎず、これを理由に両意匠の美感が相違しているとはいえない。」

【15-2】 -1

意匠審査基準の該当箇所	第III部第2章第2節4.2.2
参考審判決例分類	15-2 軽微な改変（模様等の単純な削除）について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	東京高判平成14年11月27日（平成14年（行ケ）第307号） 「包装用容器」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/476/011476_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋（下線は本付属書の作成にあたり付加したもの）

「原告は、本件意匠は、全体として見たときシンプルで清潔感を備えた意匠として感知することができるのに対し、公知意匠は、全体として複雑でざんぐりした重々しい感じを看者に与えるとして、両意匠の美感の違いを主張するところ、そのような違いは、蓋体及び容器体の四方の壁面に配された断面波状の斜めのリブ並びに蓋体上面四隅の浅い凹凸の有無という審決の認定する差異点に由来することは明らかである。しかし、当該差異点に係る構成態様に関しては、このようなリブや凹凸を消去して平坦面状、無模様状とすることが、本件出願前に本件意匠と同様の包装用容器においてごく普通に見られるものにすぎないことは審決の認定（審決賛本5頁第1段落）するとおりである。

「そうすると、上記の差異点は、このような常とう的な形態処理の範囲内にとどまる違いでしかないというべきであるから、公知意匠の上記リブや凹凸を消去して平坦面状、無模様状とすることに格別の創作的な困難性を見いだすことはできず、これと同旨をいう審決の判断に誤りはない。」

【15-3】 -1

意匠審査基準の該当箇所	第III部第2章第2節4. 2. 2
参考審判決例分類	15-3 軽微な改変（色彩の単純な変更、区画ごとの単純な彩色、要求機能に基づく標準的な彩色）について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	大阪高判平成22年1月27日 (平成21年(行ケ)第10209号) 「貼り薬」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/385/038385_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋 (下線は本付属書の作成にあたり付加したもの)

「(1) 本件登録意匠の背割線の形状が少なくとも本件登録意匠の出願前に見受けられるものであることは引用意匠及び甲2公報に係る意匠の示すとおりであるが、左右の剥離シートの中央分離帯部に接する上下全長に帶状部を設け、その帶状部を中央分離帯部よりも明色とした態様が本件登録意匠の出願前に公然知られていたことを認めるに足りる証拠はない。

そして、左右の剥離シートの中央分離帯部に接する上下全長に帶状部を設けることや、その配色をどのように施すかについては創意工夫を要するものというべきであるから、本件登録意匠は、公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて容易に創作することができたものとは認められない。

(2) これに対し原告は、医療用の物品に係る意匠の創作をする当業者（その意匠の属する分野における通常の知識を有する者）にとっては、引用意匠に日本国内に公然知られた色彩を結合して、容易に本件登録意匠の創作をすることができたと主張するが、本件登録意匠は単に色彩の結合（配色）のみで構成されるものでないことは前記2に説示したとおりであるから、原告の上記主張は採用することができない。」

【15-4】 -1

意匠審査基準の該当箇所	第III部第2章第2節4.2.2
参考審判決例分類	15-4 軽微な改変（素材の単純な変更によって生じる形状等の変更）について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	大阪高判平成22年5月21日（平成21年(ネ)第2465号） 「鉄筋用スペーサー」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/308/080308_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋（下線は本付属書の作成にあたり付加したもの）

「3 差異点①及び③と容易創作性について

控訴人は、鉄筋用スペーサーにおいて、材質をセラミックからコンクリートに置き換える、かつ、印字された数字を陥没数字に置き換えることは容易ではないから、本件登録意匠1の創作は容易ではないと主張する。

しかし、材質をセラミックからコンクリートに置き換えること、及び、印字された数字を陥没数字に置き換えることがそれぞれ容易であることは、原判決を引用して説示したところである。そして、コンクリート製で陥没数字を有するスペーサーを成形型によって成形することも知られていた（乙29）のであるから、結束用金属線受け入れ孔を形成することが成形型によっても可能である（弁論の全趣旨）以上、鉄筋用スペーサーの材質をセラミックからコンクリートに置き換える、かつ、印字された数字を陥没数字に置き換えることも容易であったと認められる。

よって、控訴人の主張は理由がない。

4 材質の相違と容易創作性について

控訴人は、セラミック製の鉄筋用スペーサーは、肌理が粗く、表面の多孔性が目に付くのに対し、コンクリート製の鉄筋用スペーサーは肌理が細かく、視覚的にもすべすべした印象であること、本件登録意匠1と引用意匠3の角隅部の形状によりかかる印象が強調されること、コンクリート打ちっ放し工法によってスペーサーの材質の相違もコンクリート壁面に表れることから、材質の相違が両意匠の美感に影響を与える、と主張する。

しかし、仮に材質がセラミックかコンクリートかによって本件登録意匠1と引用意匠3の美感に相違があるとしても、原判決を引用して認定したとおり、鉄筋用スペーサーにおいて材質をセラミックからコンクリートに置き換えることは当業者にとってありふれた手法というべきであり、容易であったと認められる。」

【15-5】 -1

意匠審査基準の該当箇所	第III部第2章第2節4.2.2
参考審判決例分類	15-5 軽微な改変（その他）について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	知財高判平成28年11月7日 （平成28年(行ケ)第10054号） 「手摺」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/244/086244_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋（下線は本付属書の作成にあたり付加したもの）

「着色された部分の色調や透明度をどの程度とするか、透明度がグラデーションにより変化している部分を水平方向においてどの位置にするか、透明度がグラデーションにより変化する幅をどの程度にするかについては、構成比率を変更するものにすぎず、これらの比率を、前記第2の2の甲1の透過率を説明する参考図や使用状態を示す参考図のようにすることは、当業者にとってありふれた設定である。」

【15-5】-2

意匠審査基準の該当箇所	第III部第2章第2節4.2.2
参考審判決例分類	15-5 軽微な改変（その他）について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	知財高判平成28年11月22日（平成28(行ケ)10138号） 「ブラインド用スラット」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/280/086280_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋（下線は本付属書の作成にあたり付加したもの）

ブラインド用スラットのラダーコード等を収納する切欠きにおいて、ラダーコード等を中央の収納部に導くために設けられる左右から中央下方に向かう対称の傾斜部の傾斜角度を定める場合、傾斜部の傾斜角度が小さすぎると、ラダーコード等を中央の収納部に導く力が働きづらくなり、ガイド機能を果たすことが困難となる一方、傾斜部の傾斜角度が大きすぎて急角度となった場合にも、やはりガイドとしての機能が果たせなくなることは、容易に理解し得るところである。したがって、当業者が、このような傾斜部の傾斜角度を定めるに当たっては、ラダーコード等のガイド機能を適切に発揮し得るように、小さすぎも、大きすぎもしない、中間的な角度に調整することが当然に行われるべきことといえる。

しかるところ、このようなラダーコード等を中央の収納部に導くために設けられる左右から中央下方に向かう対称の傾斜部について、周辺意匠3の傾斜部の傾斜角度が約55度であること及び引用意匠1の傾斜部の傾斜角度が約30度であることが公知であったことからすれば、当業者としては、上記の観点から上記傾斜部の傾斜角度を定めるに当たって、約30度が小さすぎる傾斜角度ではないこと及び約55度が大きすぎる傾斜角度ではないことを認識し、少なくともこの間の傾斜角度であれば、ラダーコード等のガイド機能を適切に発揮するために、適宜調整され得る範囲の角度であると当然に認識するものというべきである。

してみると、本件審決が、引用意匠1及び周辺意匠3に基づいて、「ラダーコード等を導くためのこの手の傾斜面の角度を約30～55度とすることは、この種物品分野において公然知られた態様」であると認定したことが誤りであるということはできない。

【15-5】-3

意匠審査基準の該当箇所	第III部第2章第2節4.2.2
参考審判決例分類	15-5 軽微な改変(その他)について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	知財高判平成23年12月15日 (平成23年(行ケ)第10239号) 「印刷用はくり紙」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/868/081868_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋 (下線は本付属書の作成にあたり付加したもの)

「ア 本願意匠の認定について

原告は、本願意匠について帶状印刷部を除く台紙の余白部の形状も含めて認定されるべきであると主張する。なるほど、本願意匠における帶状印刷部以外の部分、すなわち、帶状印刷部を除く台紙の余白部は、原告の主張にかんがみると、漢字の「目」の文字を横長にした形状を呈していると見えなくもない。しかしながら、本願意匠は、冊子状にして使用可能な印刷用はくり紙に係るものであり、はくり紙の台紙は、通常、印刷部である帶状印刷部を取り去った後は不要となるものであるから、使用に供する帶状印刷部の態様こそが創作の中心になるものと解される。そのことからすると、本件審決が本願意匠の認定に際し余白部の構成を直接認定しなかつたとしても、帶状印刷部の配置を認定しているのであって、余白部は台紙のうち帶状印刷部以外の部分を指すものであるから、それが直ちに結論に影響するとはいえない。

イ 带状印刷部の配列及び余白部について

原告は、引用意匠は、本願意匠のように、台紙の余白部形状が「目」の文字形状を模した美感を起こさせる発想は存在しないと主張する。しかしながら、本願意匠は、引用意匠と同様に、帶状印刷部と帶状印刷部の間に細い余白部が生じるように配列し、それが3段であった結果、帶状印刷部以外の余白部が「目」の文字を横長にした形状に見えなくはない構成となったものである。このことは、本願意匠の要部である帶状印刷部の配列の結果にすぎないから、原告の上記主張を採用することはできない。」

【15-5】-4

意匠審査基準の該当箇所	第III部第2章第2節4.2.2
参考審判決例分類	15-5 軽微な改変（その他）について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	知財高判平成26年3月27日（平成25年（行ケ）第10305号） 「使い捨てカイロ」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/080/084080_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋

「イ 原告は、甲24公報における部分剥離に関する記載は、剥離紙を分割する際に、平行直線によって剥離紙の面積が等しいものを多数形成するか、同心円により中心から外方に向かって半径が一定寸法ずつ大きくなる複数のドーナツ状の剥離紙を形成するといったことを意図したものと推察され、剥離紙の面積比が1：2：1となる形態にすることを示唆するものではないとして、甲24公報は、審決の容易創作性の判断の根拠とはなるものではないと主張する。

確かに、甲24公報は、剥離紙の面積比が1：2：1となる形態にすることを直ちに示唆するものではない。しかし、使い捨てカイロの分野における当業者が甲23公報に接すれば、形態3aを認識すると同時に、この形態3aと同種のものとして、その中央の切り込み線をなくし、剥離紙全体を約1：2：1の面積比に区画する位置に切り込み線を設けること（形態3）を、容易に創作することができたものであることは、前記(1)に説示したとおりであり、上記意味において、審決の容易創作性の判断に誤りはない。」

【15-5】-5

意匠審査基準の該当箇所	第III部第2章第2節4.2.2
参考審判決例分類	15-5 軽微な改変（その他）について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	知財高判平成30年2月12日（平成29年（行ケ）第10188号） 「アクセサリーケース型カメラ」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/564/087564_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋（下線は本付属書の作成にあたり付加したもの）

「一つの要素をある箇所に設ける際に、その箇所の上下左右対称の中心部分に配置する造形処理は、工業デザイン一般において通常行われていることであるから、撮像部を収納部の中央部分に配置することは、特段困難なことではない。そして、カメラの撮像部の形態を円形とすることはごく普通にみられる広く知られた形状であり、撮像部の直径を13%から15%に大きくすることは、多少の改変にすぎない。

イ 相違点Bについて、引用意匠1の上蓋部の形態を、引用意匠2（甲3。別紙3）の上蓋部のように、上蓋上面が平坦な略直方体状とすることに、着想の新しさ・独創性があるとはいはず、当業者が、容易に創作することができたものである。

ウ そして、相違点Cについて、スイッチ等の操作部を大きくするような変更は、操作性の向上等のために行われる特段特徴のない変更である。そうすると、引用意匠1のスイッチの形態を、特段特徴のない変更をして広く知られた形態である略円柱状にすることに、着想の新しさ・独創性があるとはいはず、当業者が容易に創作することができたものである。」

【15-5】-6

意匠審査基準の該当箇所	第III部第2章第2節4.2.2
参考審判決例分類	15-5 軽微な改変（その他）について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	知財高判平成24年7月4日 (平成24年(行ケ)第10026号, 同第10027号, 同第10028号, 同第10029号, 同第10030号, 同第10031号, 同第10032号, 同第10033号) 「側部観察窓付き容器」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_ip/431/082431_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋（下線は本付属書の作成にあたり付加したもの）

「原告は、本願第1意匠の着想は、注ぎ口部と容器胴体部とに明確に区別される容器本体において、観察窓につき本件上部構成を採用した点にあり、当業者から見た新しさないし独創性を有することは明らかであると主張する。しかしながら、容器の周面に内容物確認のための観察窓を設けること自体は、前記のとおりありふれた態様であって、注ぎ口部と容器胴体部とに明確に区別される容器本体について当該構成を採用すること自体に独創性が認められるものではない。観察窓の上端及び下端を容器の上端及び下端と一致させるか否かについても同様である。

また、原告は、引用意匠1及び2並びに周知意匠1ないし3をそのまま組み合わせたとしても、それにより生じる意匠は注ぎ口部にまで観察窓が存在するなど、本願第1意匠とは大きく異なるものであるとも主張する。しかしながら、注ぎ口部については、本願第1意匠の対象とはされていないのみならず、観察窓は内容物の確認のために容器本体の周面に設けられることが通常であるから、意匠に係る物品の機能上の観点からも、美観上の観点からも、当業者は注ぎ口部にまで観察窓を設けるものではないことは明らかであって、原告の主張は失当である。

さらに、原告は、本願第1意匠は、外観上最も目立つ部分であり、需要者が最も注目する観察窓において本件上部構成を採用し、楕円柱状容器の正面中央に配するなど、構成各部の具体的な組合せについて創意工夫したことにより、全体としてのまとまりを形成し、楕円柱の下方から上方に向かって真っ直ぐに涼しげに凜と延びるストライプ状の観察窓のシャープさを表現し、直角肩部から上に向かって開放的な印象を与えるとともに、注ぎ口部と容器胴体部とのコントラストを強調することにより、規則的で繊細、洗練され、モダンかつシャープで斬新な美感ないし意匠的效果を生じさせたものであるとも主張する。しかしながら、本件第1差異点は、原告が主張する本件上部構成を含めて、ありふれた態様であり、当業者によって同一の分野において適宜普通に行われているものということができるることは前記のとおりであって、需要者の美感に強い影響を生じさせる意匠的效果を有

するものということはできない。また、注ぎ口部は本願第1意匠の対象とはされていないのであるから、注ぎ口部と容器本体とのコントラストの有無について強調することも相当ではない。さらに、観察窓を「正面中央」に配置したことも、橢円柱状容器の周面に内容物の確認のための観察を設ける場合、美観上又は機能上、「正面中央」「左側面中央」「右側面中央」のいずれかに配置することがむしろ通常であるというべきであるから、当業者が適宜選択し得る程度のものにすぎない。原告の主張はいずれも採用できない。」

【16】-1

意匠審査基準の該当箇所	第III部第2章第2節4.3
参考審判決例分類	16 当業者の立場から見た意匠の着想の新しさや独創性について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	最三判昭和49年3月19日 (昭和45年(行ツ)45号) 「可撓性伸縮ホース」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/026/052026_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋 (下線は本付属書の作成にあたり付加したもの)

「原審の確定するところによれば、本件登録意匠は、隆起した螺旋状筋条が高く浮き出した無地の斜縞をなし、筋条と筋条との間が低く沈んだ網目模様からなる斜縞をなし、両者が長手方向に沿つて交互に現出し、その対比と繰返しにより看者の視覚を通じて美感を与えるもので、引用意匠及び原判示の可撓性伸縮ホースとは全く異なった意匠的効果を有するというのであるから、本件登録意匠は、その着想の点においても、独創性が認められないものではなく、これを右引用意匠等の形状、模様、色彩又はこれらの結合に基づいて当業者が容易に創作することができた意匠であるということはできない。」

【16】-2

意匠審査基準の該当箇所	第III部第2章第2節4.3
参考審判決例分類	16 当業者の立場から見た意匠の着想の新しさや独創性について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	知財高判平成19年12月26日 (平成19年(行ケ)第10209号、同第10210号) 「包装用容器」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail7?id=35534

2. 審判決一部抜粋

「ア 本願全体意匠は、「キャップ」の径を口部（正確には、容器本体の口部に連続する部分）の径に対して1.7倍として、径方向に大きく拡大させ、また、「キャップ」の縦と横の直径の比率を約1対2として、径方向に大きく拡げて、塗布具部表面の面積を広く確保している点で特徴があるが、そのような特徴があるとともに、「キャップ」の縦の長さを極力短く抑えていること、滑り止め用縦ギザを「キャップ」の周側面の底部方向から2分の1部分のみに施していること、「キャップ」上面は緩やかな丸みを帯びた形状としていること、「キャップ」の径を容器本体の前後幅とほぼ同じ長さとしていることなどの点において、「キャップ」を径方向に大きく拡大させたことに由来する欠点、すなわち、頭部が目立ちすぎて、威圧感を与えたり、容器形状として異様な印象を与えたり、容器との調和を乱したりするなどの欠点を解消させ、均衡を保つための美観上の工夫が様々施されており、そのような点でも特徴があるといえる。

イ 意匠1及び意匠2によれば、包装用容器の分野において、容器本体口部よりも塗布具部の径が大きな包装用容器が、本願(2)の出願前より公然知られていたことが認められる。

しかし、本願全体意匠と意匠3を対比すると、前記(1)ウのとおりの美観上の相違があり、また、本願全体意匠は上記アのとおりの各特徴を備えている点に照らすならば、本願全体意匠は、多様なデザイン面での選択肢から、創意工夫を施して創作したものであるから、意匠3を基礎として、意匠1及び意匠2（容器本体口部よりも塗布具部の径が大きな公知の包装用容器に係る意匠）を適用することによって、本願全体意匠を容易に創作することができたはいえない。」

【16】-3

意匠審査基準の該当箇所	第III部第2章第2節4.3
参考審判決例分類	16 当業者の立場から見た意匠の着想の新しさや独創性について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	知財高判平成20年8月28日 (平成20年(行ケ)第10069号) 「研磨パッド」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/744/036744_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋

「溝間隔の幅の選択の結果、特有の形状を呈しており創作性を認める」(p. 17-)

従前存在した意匠の状況、同様の意匠が存在する分野と本願意匠の属する分野との関係などをも参照し、本願意匠について、溝の構成、配列、態様、各研磨面の形状など個別の構成要素及びそれらの結合としての意匠全体の呈する美感を考慮すると、本願意匠には、意匠登録を認めるに足りる程度の創作性を肯定することができる。

どのような溝間隔の幅を選択するかということは、当該意匠から受ける印象などをも考慮して決定されるものであり、その決定の過程においても相当程度の創作性を要するものと認められ、配列が縦横同じ構成となるように配列したことから直ちに、意匠の創作について当業者であれば格別の創意・工夫を要しないものと断定することはできない。本願意匠は全体として、溝によって区切られる各研磨面が、前記1(2)④のとおりの特有の形状を呈していることから、見る者に対して、繊細さ、鋭さ、不安定さなどを印象づけるものであるといえる。」

【16】-4

意匠審査基準の該当箇所	第III部第2章第2節4.3
参考審判決例分類	16 当業者の立場から見た意匠の着想の新しさや独創性について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	知財高判平成27年7月9日 (平成27年(行ケ)第10004号) 「遊戯用器具の表示器」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/207/085207_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋 (下線は本付属書の作成にあたり付加したもの)

「本件部分意匠の大型数字表示部は、表示画面の最上段に配置されているところ、引用部分意匠の3桁の大型数字表示部は、表示画面上方寄りには配置されているものの、最上段のドット表示部よりは下に配置されているのであり、大型数字表示部の配置された位置は、両者で異なるものである（このような数字表示部の配置の入替え〔左右上下前後反転のようなものは含まない。〕と、上記(1)に説示した数字表示部の単なる配置の変更とは区別されなければならない。）。しかも、本件部分意匠では、小型数字表示部及び中型数字表示部という二段階の対象数字表示部との比較において、大型数字表示部の大きさがより強調されているものである。

数字を大きくすること自体がありふれた手法であるとしても、ありふれた手法に基づく複数の構成要素を組み合わせることによっても新たな美感は生じ得るのであり、そして、その組合せにこそ創意が發揮されるのである。したがって、意匠の構成要素の位置を異にする意匠から、その位置を捨象した構成要素のみを取り出してその創意を論じることは、相当ではない。」

【16】-5

意匠審査基準の該当箇所	第III部第2章第2節4.3
参考審判決例分類	16 当業者の立場から見た意匠の着想の新しさや独創性について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	知財高判平成30年2月26日 (平成29年(行ケ)第10181号) 「箸の持ち方矯正具」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/496/087496_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋

「本件意匠は、箸の持ち方を矯正する目的で箸に適宜着脱して使用される、略正四角筒状体の取付部とこれにめり込んで一体化したリング部からなる構成部品Aと構成部品Bの2つの部品を一対として構成され、構成部品Aは、リング部の孔の中心線の方向が、取付部の孔の中心線の方向と直交する向きであって、傾きがないものであるのに対し、構成部品Bは、リング部の孔の中心線の方向が、取付部の孔の中心線と概略同方向で、左右方向に少し、上下方向にも少し、傾けたものであり、全体としてまとまり感のある一体の美感を形成しているものと認められる。かかるまとまり感のある一体の美感を形成する意匠の構成には、着想の新しさや独創性があるというべきであるから、当業者がかかる意匠を創作することが容易であったとはいえない。このように、本件意匠は、箸の持ち方を矯正する目的で箸に適宜着脱して使用される、一対の構成部品Aと構成部品Bという2つの部品から構成された点及び直線的な印象を与える構成部品Aと角度が異なり傾いた印象を与える構成部品Bが対になったまとまり感のある一体の美感を形成している点に、意匠としての着想の新しさや独創性が認められるものである。」

【16】-6

意匠審査基準の該当箇所	第III部第2章第2節4.3
参考審判決例分類	16 当業者の立場から見た意匠の着想の新しさや独創性について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	知財高判平成30年2月12日 (平成29年(行ケ)第10188号) 「アクセサリーケース型カメラ」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/564/087564_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋

「一つの要素をある箇所に設ける際に、その箇所の上下左右対称の中心部分に配置する造形処理は、工業デザイン一般において通常行われていることであるから、撮像部を収納部の中央部分に配置することは、特段困難なことではない。そして、カメラの撮像部の形態を円形とすることはごく普通にみられる広く知られた形状であり、撮像部の直径を13%から15%に大きくすることは、多少の改変にすぎない。

イ 相違点Bについて、引用意匠1の上蓋部の形態を、引用意匠2（甲3。別紙3）の上蓋部のように、上蓋上面が平坦な略直方体状とすることに、着想の新しさ・独創性があるとはいはず、当業者が、容易に創作することができたものである。

ウ そして、相違点Cについて、スイッチ等の操作部を大きくするような変更は、操作性の向上等のために行われる特段特徴のない変更である。そうすると、引用意匠1のスイッチの形態を、特段特徴のない変更をして広く知られた形態である略円柱状にすることに、着想の新しさ・独創性があるとはいはず、当業者が容易に創作することができたものである。」